

第6章 自動車駐車場

6-1 概説

道路付属物としての自動車駐車場は、基準の他、駐車場設計・施工指針（通達）や各自治体における福祉のまちづくり条例、駐車場附置義務条例などに基づき身体障害者の円滑な利用を促進する構造による整備を図ることとしている。

法の対象となる自動車駐車場には、身体障害者等が円滑に利用できる身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設を設けるとともに、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所等を移動円滑化することとしている。

6-2 身体障害者用駐車施設

（身体障害者用駐車施設）

第22条 自動車駐車場には、身体障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「身体障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 身体障害者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 身体障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- 一 当該身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 幅は、3.5メートル以上とすること。
- 三 身体障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

6-2-1 設置

自動車駐車場には、身体障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、身体障害者が安全かつ円滑に乗降できる、身体障害者用の駐車スペース（以下「身体障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

自動車駐車場には、身体障害者が自動車駐車場を利用できるようにするため、身体障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、身体障害者が安全かつ円滑に乗降できる身体障害者用駐車施設を設けるものとする。

6-2-2 数

身体障害者用駐車施設は、次の数を設けるものとする。

- ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が 200 以下の場合
全駐車施設数 $\times 1/50$ 以上
- ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が 200 より多い場合
全駐車施設数 $\times 1/100 + 2$ 以上

当該施設が利用できない状況をできるだけ避けるため、当該自動車駐車場の全駐車施設数に占める身体障害者用駐車施設数の最低値を規定した。

当該施設の数、ハートビル法に基づく告示の誘導的基準を参考とし、全人口に占める全身体障害者数などの数値を基に規定した。

<身体障害者用駐車施設数の算出根拠>

参考：関連基準

第二 誘導的基準 六（一） 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては、当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を越える場合にあっては、当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とすること。

（平成6年9月27日 建設省告示第 1987 号（ハートビル法に基づく告示））

参考：関連データ

- ・全人口(125,864 千人)に対する、全障害者数(2,933 千人)の割合は 2.3%
- ・全人口に対する、肢体不自由者および内部障害者数(2,278 千人)の割合は 1.8%。(1996 年)
- ・18 歳以上の人口(101,398 千人)に対する 18 歳以上の障害者数(2,933 千人)の割合 2.9% (1996 年)
- ・全免許保有者数に対する免許等の条件が身体障害者用車両に限定と記載されている人数。
→免許の条件等が「身体障害者用車両に限定」と記されている人数(186 千人)の、全免許保有者(72,733 千人)に対する割合は、現在で、0.26% (1998 年)

（出典：H11 障害者白書/総理府）

- ・全車両販売台数に対する福祉車両の販売台数
→福祉車両の販売台数は約 11 千台で、全販売台数(5,098 千台)の約 0.2%。(1997 年)

参考資料：(社)自動車工業会

6-2-3 構造

(1) 設置位置

身体障害者用駐車施設の位置は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口に可能な限り近い位置に設けるものとする。

また、大規模駐車場で複数の出入口がある場合分散配置するなど、移動距離を可能な限り短縮することや、歩行者出入口から当該施設まで自動車動線との交錯が極力少ない安全な歩行者用通路が確保できることを考慮するものとする。

身体障害者の移動を円滑化するためには、移動距離を可能な限り短縮することも必要なため、歩行者出入口にできるだけ近い位置に設けることを規定した。

ここでの歩行者の出入口は、身体障害者が自動車駐車場外に円滑に移動できる必要があるため、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口とする。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口が当該施設と異なる階にある場合には、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口に近接しているエレベーターの出入口とする。

その他身体障害者用駐車施設の位置の決定にあたっては、次の点に留意することが必要である。

- ①大規模駐車場で、複数の方面に歩行者出入口がある場合は、それぞれの出入口に分散して配置することが望ましい。
- ②身体障害者用駐車施設から歩行者出入口に至る歩行者用通路と、自動車の交通動線との交錯が極力少なくなるように、歩行者用道路が確保できる位置に配置することが望ましい。

<身体障害者用駐車施設の構造全般>

参考：関連基準

第2編 2.5 身体障害者等に対する配慮

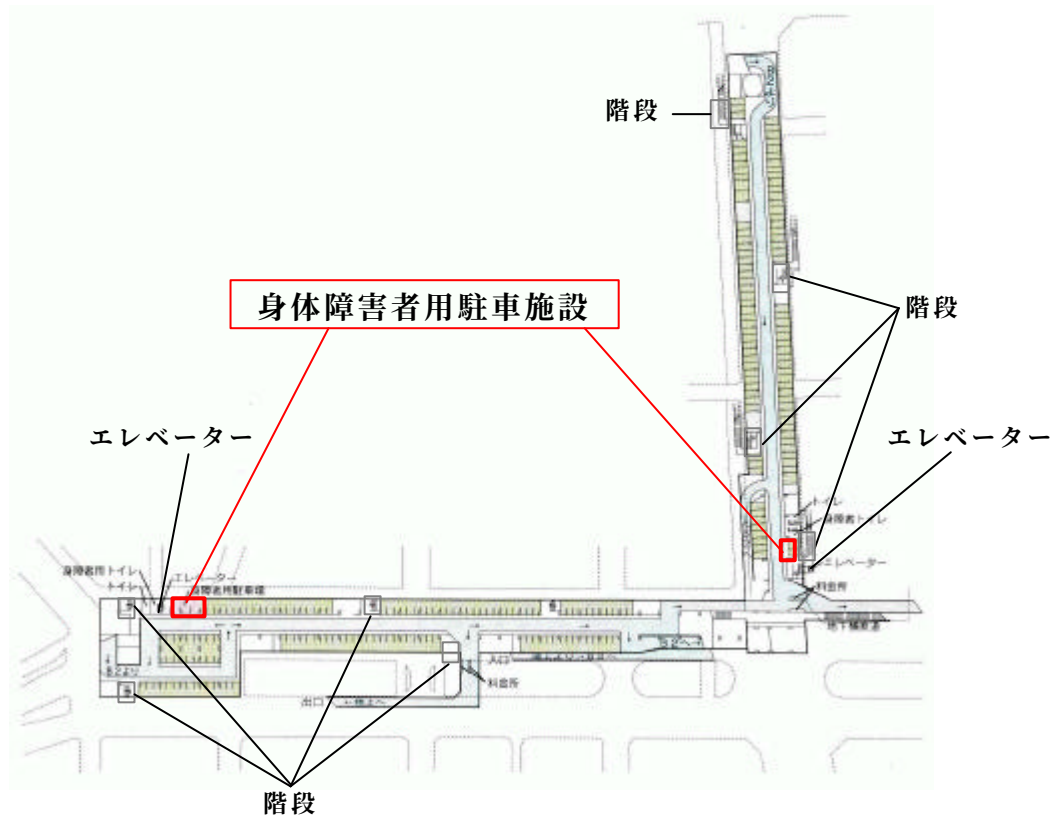
身体障害者による駐車場の円滑な利用を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体障害者等の利用が可能な駐車ます（以下「車椅子利用者用駐車ます」という。）を出入口（自動車のみの用に供するものを除く。以下同じ）、サービス施設などの諸施設の近傍で、駐車場内の歩行距離が短く、自動車の交通動線との交錯が極力少なくなる位置に配置するものとし、次の基準によるものとする。

（通達；駐車場設計・施工指針 H4.6.10 建設省道企発 第40号）

《身体障害者用駐車施設の配置の工夫事例》

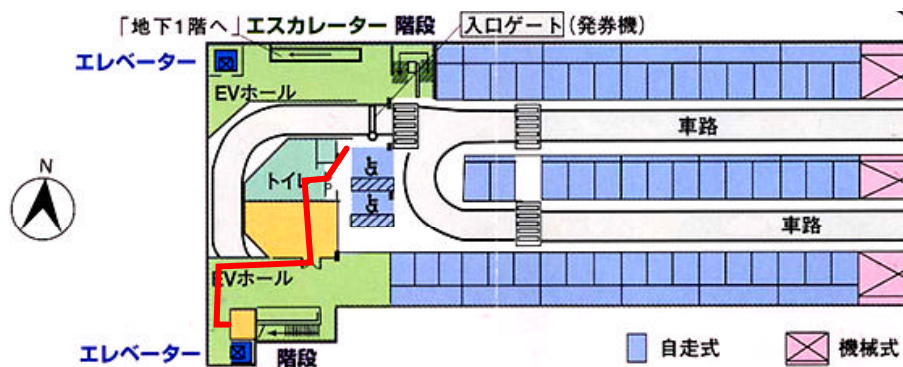
○分散配置の例〔四日市市くすの木パーキング〕



参考資料：くすの木パーキングパンフレット

図 6-2-1 駐車場外へ通ずる出入口が複数存在するため
身体障害者用駐車施設を分散配置した例

○自動車の交通動線との交錯が極力少なくなる位置に設置した例〔福島市平和通り地下駐車場〕



参考資料：平和通り地下駐車場パンフレット

図 6-2-2 自動車との交通動線と交錯せずに EV 等にアクセスできる
身体障害者用駐車施設の配置例

(2) 大きさ

身体障害者用駐車施設の幅は、車体用スペース幅 2.1m 程度に、高齢者・身体障害者等が円滑に乗降可能な乗降用スペース幅 1.4m 以上を加えた、3.5m 以上確保するものとする。

なお、乗降用スペースは、車体用スペースの両側に設けることが望ましい。

また、車体用スペースは、上記の幅に加え、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅にすることや、長さ・高さも対応することが望ましい。

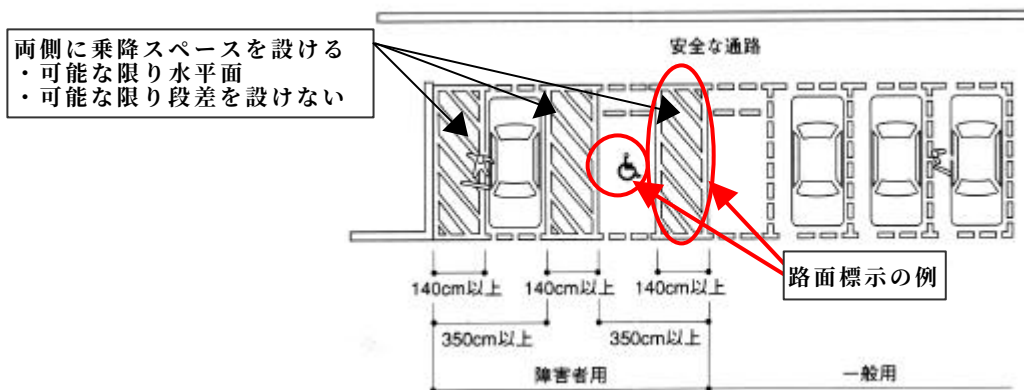
さらに、地表面は、可能な限り平坦とするものとする。

身体障害者用駐車施設の幅は、高齢者・身体障害者、特に乗降幅の必要な車いす使用者の乗降が可能となるよう、幅 2.1m 程度の車体用スペースに、車いす使用者が転換できるとともに介護者が付き添える 1.4m 以上の乗降用スペース幅を加えた 3.5m 以上を確保する。

なお、乗降用スペースは、前方・後方からの駐車の場合の乗降及び助手席からの乗降を考慮し、車体用スペースの両側に設けることが望ましい。

車体用スペースは、近年、車体の大きい福祉車両が増加傾向であることを鑑み、上記の幅に加え、福祉車両の大きさを考慮した幅にすることや、長さ・高さも対応することが望ましい。

また、地表面は、段差・勾配があると、車いす使用者の乗降が困難となるため、可能な限り平坦とする必要がある。



参考資料：高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準

図 6-2-3 身体障害者用駐車施設の構造例

参考：関連基準

第2編 計画編 2.4.2 設計対象車両

駐車場の幾何構造設計の対象とする車両の諸元は、表に示すとおりである。

表- 駐車場の幾何構造設計の対象車両（単位：m）

設計対象車両	長さ	幅員	高さ
軽自動車	3.3	1.4	2.0
小型乗用車	4.7	1.7	2.0
普通乗用車	5.6	2.0	2.1
小型貨物車	6.7	2.2	3.4
大型貨物車およびバス	12.0	2.5	3.8

（駐車場設計・施工指針同解説）

＜身体障害者用駐車施設の大きさ＞

参考：関連基準

第2編 計画編 2.4.2 駐車ます

駐車ますの大きさ（単位：m）

設計対象車両	長さ	幅員
軽自動車	3.6	2.0
小型乗用車	5.0	2.3
普通乗用車	6.0	2.5
小型貨物車	7.7	3.0
大型貨物車およびバス	13.0	3.3

（通達：駐車場設計・施工指針）

前方方向のクリアランスは、運転技術の程度、車体の大きさによって必要な値が異なってくるが、一般的には 30cm 程度を確保しておけばよいとされている。一方、ドアの開閉寸法は 50cm～80cm である。したがって、軽自動車、小型乗用車および普通乗用車に対しては、設計対象車両の寸法に長さ方向に 30cm～40cm、幅員に 50cm～60cm を加え、貨物車に対しては、それぞれ 100cm と 80cm を加えた値を駐車ますの大きさとした。

車椅子利用者用駐車ますは、車椅子のための余裕幅員として上記表に示す幅員の値に 1m 以上を加えるものとするが、普通乗用車のますを対象として 1m 以上を加えるのが一般的である。

（駐車場設計・施工指針同解説）

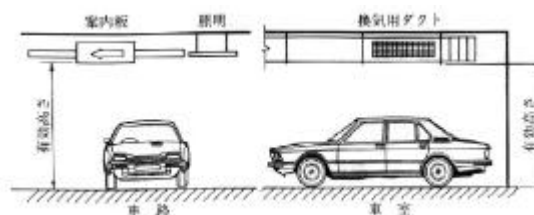
第2編 計画編 2.4.3 天井の有効高さ

天井の有効高さは、設計対象車両に応じて車路では、表-2.4.2 の左欄に示す値以上、車室では右欄に示す値以上とすることを原則とする。

天井の有効高さ（単位：m）

設計対象車両	車路	車室
軽自動車	2.3	2.1
小型乗用車	2.3	2.1
普通乗用車	2.4	2.2
小型貨物車	3.7	3.5
大型貨物車およびバス	4.1	3.9

（通達：駐車場設計・施工指針）



（駐車場設計・施工指針同解説）

参考：福祉車両の諸元

◆福祉車両についてのメーカーヒアリング結果（5社）

車体全長の最高値：5,055mm

後部乗降を行う車両の後方突出幅の最高値：1,850mm

車体の全長＋後方突出幅の最高値：6,840

車体全高の最高値：約 2,535mm

注）ただし、この値は最高値であり、実際はこれより小さい車両もある。

(3) 案内表示

身体障害者用駐車施設には、身体障害者用駐車施設である旨を、標示板や塗装標示などにより表示するものとする。標示板は、国際シンボルマークを使用して身体障害者用の駐車スペースであることを表示するものとする。また、塗装標示は、車体用スペース床面に国際シンボルマーク、乗降用スペース床面に斜線標示を行うものとする。

さらに、自動車駐車場の進入口において当該施設の有無を表示するとともに、進入口から当該施設までの経路において当該施設の案内誘導を行うため、国際シンボルマークに駐車施設であることを標示板等により表示することが望ましい。

なお、標示板は、周辺に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさとするものとする。

1) 身体障害者用駐車施設の表示

身体障害者用駐車施設には、当該施設の存在を認識できるようにするとともに、一般の人の使用の抑制を図るため、身体障害者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示するものとする。

① 標示板

- ・ 国際シンボルマークを使用して身体障害者用の駐車スペースであることを表示するものとする。
- ・ 屋内や屋外の夜間における標示板の視認性確保のため、必要に応じて照明等の採用も検討することが望ましい。



図 6-2-4 身体障害者用駐車施設の標示板例

《身体障害者用駐車施設であることを強調して表示した事例》

○日本道路公団のサービスエリア等での事例



図 6-2-5 身体障害者用駐車施設の標示板の例 写真 6-2-1 東名高速道路海老名SAでの設置例

日本道路公団では、身体障害者用駐車施設を示す標示板に加え、上記の標示板を設置している。この標示板は、高速道路における身体障害者用駐車施設の使

われ方に一部問題があるため、一般の人の安易な使用の制限を目的に専用という表現で強調した事例である。

② 塗装標示（P.2-6-3 参照）

- ・ 車体用スペース床面に国際シンボルマーク標示を行うものとする。
- ・ 乗降用スペース床面に斜線標示を行うものとする。

2) 進入口及び経路における案内誘導

自動車駐車場の進入口及び進入口から身体障害者用駐車施設に至る経路において、必要に応じて、下記の事項について、見やすい方法により表示することが望ましい。

① 身体障害者用駐車施設の有無

- ・ 駐車場の進入口において、身体障害者用駐車施設が設置されていることを認識できるようにするため、必要がある場合は、案内板を設置することが望ましい。

＜駐車場の進入口において身体障害者用駐車施設の存在を案内した例＞

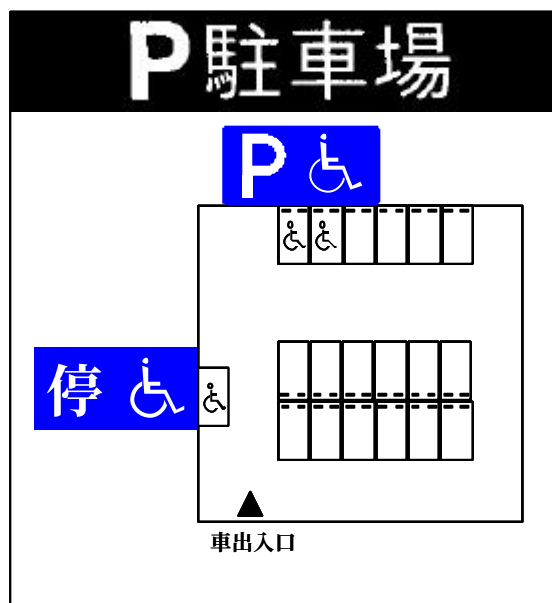


図 6-2-6 駐車場の進入口において身体障害者用駐車施設の存在を案内している例

② 身体障害者用駐車施設の案内誘導

- ・ 駐車場の進入口から身体障害者用駐車施設に至る経路において、身体障害者が円滑に移動できるようにするため、必要に応じて矢印を併記した誘導用標示板を設置することが望ましい。

＜駐車場の進入口から身体障害者用駐車施設に至る経路における

身体障害者用駐車施設の案内例＞



図 6-2-7 身体障害者用駐車施設への誘導用標示板例

3) 設置高さ・位置

標示板は周辺に自動車が停車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさを想定することが望ましい。

そのため、標示板の高さ・位置については、当該駐車場の対象とする車両及びその配置によって視認条件が異なるため、それらを考慮して、駐車場管理者が判断するものとする。

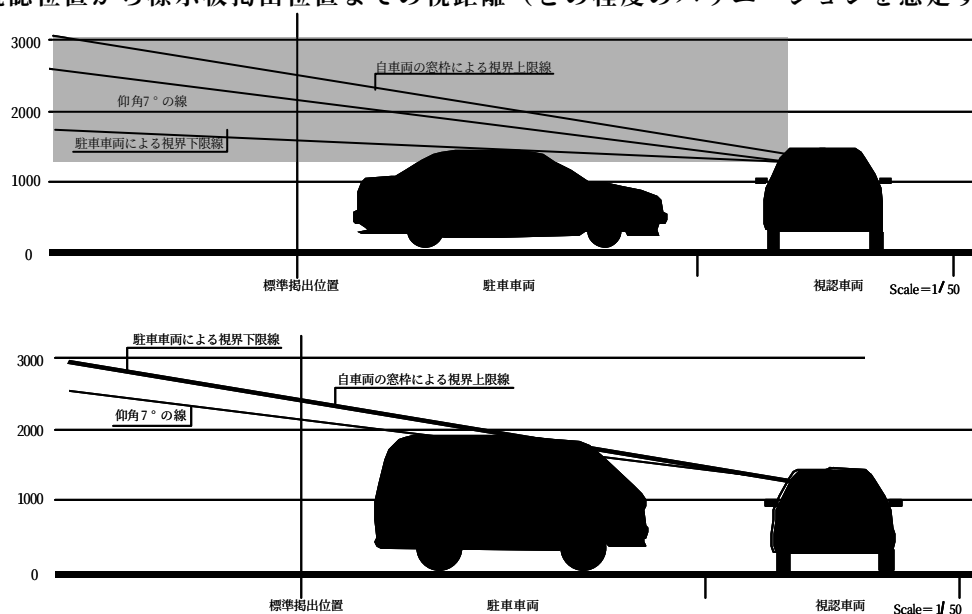
＜身体障害者用駐車施設の標示板の設置位置＞

参考：案内標示板の高さ・位置

案内標示板の高さ・位置は、下記の点に配慮して案内標示を設置することが望ましい。

ただし、車両等の条件によって適切な高さが異なるため、車両の後部に設置すると標示板が見えなくなるような場合は、駐車ますの前面に設置するなど、設置場所に配慮することが望ましい。

1. 走行中視認しやすい上限線といわれる仰角 7° の線との関係
2. 視認車両の視点の高さ（どの程度の車種別を想定するか）
3. 駐車車両の全高による視界下限線（どの程度の車種別を想定するか）
4. 自車両の窓枠や屋根による視界上限線（どの程度の車種別を想定するか）
5. 視認位置から標示板掲出位置までの視距離（どの程度のバリエーションを想定するか）



6-3 身体障害者用停車施設

(身体障害者用停車施設)

第 23 条 自動車の出入口又は身体障害者用駐車施設を設ける際には、身体障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「身体障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 身体障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- 一 当該身体障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降の用に供する部分の幅は 1.5 メートル以上とし、奥行きは 1.5 メートル以上とする等、身体障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 身体障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

6-3-1 設置

自動車の出入口又は身体障害者用駐車施設を設ける際には、身体障害者の同乗する車両が一時的に停車し、身体障害者が円滑に乗降できるように、身体障害者用の停車ます（身体障害者用停車施設）を設けるものとする。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

身体障害者が乗降できる身体障害者用の停車ます（身体障害者用停車施設）を設置することにより、身体障害者の同乗している車両は、一般の駐車施設を利用することができる。

身体障害者用停車施設は、自動車の出入口を設ける階と身体障害者用駐車施設を設ける階のそれぞれに設置するものとする。ただし、身体障害者用停車施設のスペースが確保できないなど構造上の理由によりやむを得ない場合は、身体障害者用停車施設を設けなくてもよい。

また、身体障害者用停車施設は、身体障害者の移動の短縮化を図るため、身体障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短いところに設置するものとする。

6-3-2 構造

(1) 設置位置

身体障害者用停車施設の位置は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口又はエレベーターの出入口に可能な限り近い位置に設けることや、大規模駐車場で複数の出入口がある場合分散配置するなど、移動距離を可能な限り短縮するように考慮するものとする。

また、歩行者出入口から当該施設まで、自動車動線との交錯が極力少ない安全な歩行者用通路が確保できることを考慮するものとする。

身体障害者の移動の負担を軽減するために、身体障害者用停車施設は歩行者の出入口または、エレベーターの出入口に近接した位置に設けることが望ましい。

ここでの歩行者の出入口は、身体障害者を含む歩行者が自動車駐車場外まで円滑に移動できる通路の出入口のことをいう。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口が当該施設と異なる階にある場合には、自動車駐車場外へ通ずる歩行者出入口に近接しているエレベーターの出入口のことをいうものとする。

また、身体障害者用停車施設から歩行者出入口またはエレベーターの出入口に至る歩行者用通路と、自動車の交通動線との交錯が極力少なくなるように歩行者用通路が確保できる位置に配置することが望ましい。

(2) 大きさ・構造

車両への乗降の用に供する部分は、車体用スペースの側部と後部に、幅 1.5m以上×奥行き 1.5m以上確保するとともに、地表面を可能な限り水平面とするものとする。

なお、車体用スペースは、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅・奥行き・高さとするのが望ましい。

車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者が 360 度回転可能な空間(1.5m×1.5m)を確保するものとする。

当該部分は、福祉車両において、身体障害者の乗降部が側部タイプと後部タイプがあることを考慮し、車体用スペースの側部と後部に設置する必要がある。

当該部分の地表面は、車いす使用者が乗降可能となるようにするため、可能な限り水平面とする必要がある。

なお、車体用スペースの幅・奥行き・高さは、福祉車両の大きさを考慮したものとするのが望ましい。

＜身体障害者用停車施設の構造例＞

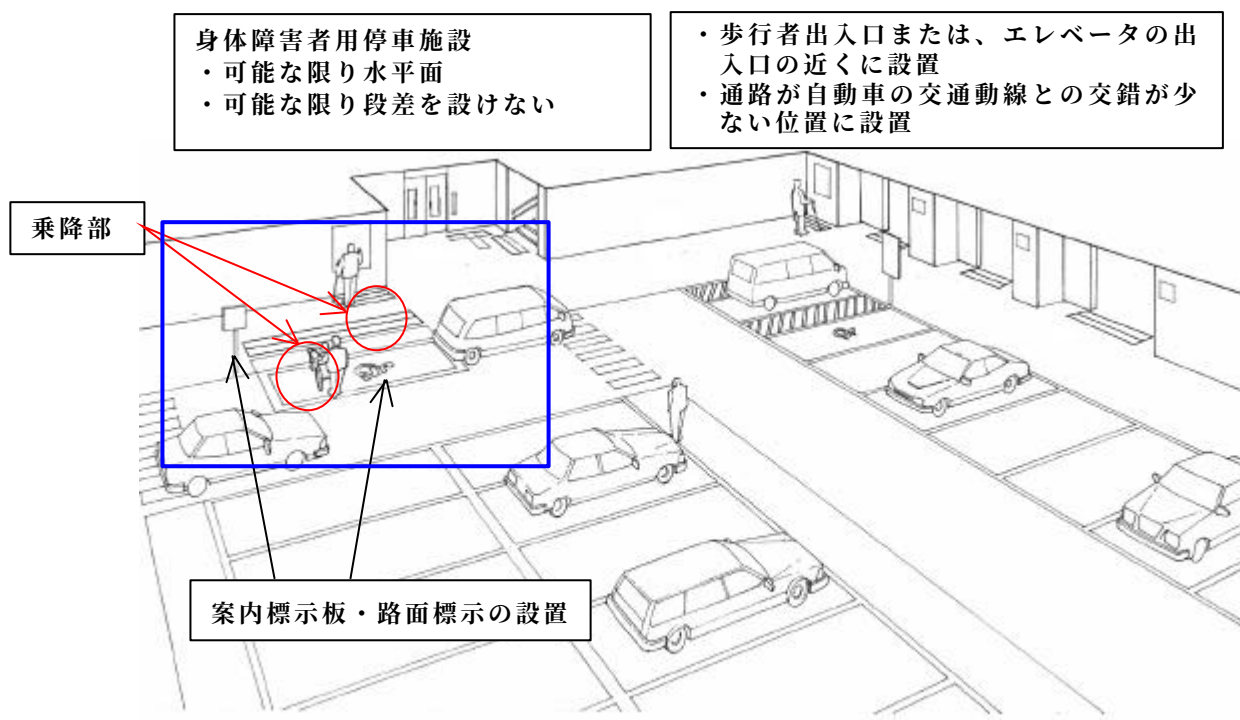


図 6-3-1 身体障害者用停車施設の設置例

＜身体障害者用停車施設の大きさ＞

- 身体障害者が同乗する車両には、横から乗降するものと後ろから乗降するものがあるため、後部にも十分水平な乗降スペースを確保する必要がある。
- 「身体障害者用駐車施設の大きさ」(P.2-6-6)で示した駐車スペース及び福祉車両の大きさを考慮して、停車施設の大きさを検討することが望ましい。



参考資料：メーカーパンフレット

写真 6-3-1 福祉車両の例

（３）案内表示

身体障害者用停車施設には、身体障害者用である旨を、標示板や標示などにより表示するものとする。

標示板は、国際シンボルマークを使用して身体障害者用の一時停車のためのスペースであることを表示するものとする。また、塗装標示は、車体用スペース床面に国際シンボルマークを表示する。

さらに、自動車駐車場の進入口において当該施設の有無を標示するとともに、進入口から当該施設までの経路において当該施設の案内誘導を行うため、必要に応じて国際シンボルマークに停車施設である旨を併記した標示板などを表示することが望ましい。

なお、標示板は、周辺に自動車が停車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさとする。

１）身体障害者用停車施設の標示

身体障害者用停車施設には、健常者及び身体障害者が、当該施設の存在を認識可能とするため、身体障害者用停車施設を見やすい方法により表示する。

① 標示板

- ・ 国際シンボルマークに身体障害者用の一時停車のためのスペースであることを表示するものとする。

② 塗装標示

- ・ 車体用スペース床面に国際シンボルマーク標示を行う。

<身体障害者用停車施設の案内例>

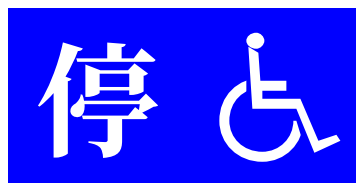


図 6-3-2 身体障害者用停車施設標示板例

２）進入口及び経路における案内誘導

また、自動車駐車場の進入口及び進入口から当該施設に至る経路において必要に応じて、当該施設の有無を示す案内板や案内誘導のための標示板を見やすい方法により表示することが望ましい。（P.2-6-9 参照）

＜駐車場の進入口から身体障害者用停車施設に至る経路における
身体障害者用停車施設の案内例＞

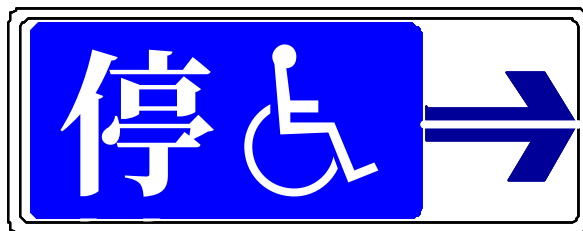


図 6-3-2 身体障害者用停車施設への誘導用標示板例

※身体障害者用停車施設の標示板の設置位置（P.2-6-9 参照）

6-4 出入口

（出入口）

第24条 歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（1）適用の範囲

歩行者の出入口は、（2）～（4）に定める構造とするものとする。

ただし、同一場所への出入口が複数あるなど、複数の出入口が近接した位置に設置されている場合には、主要な出入口のみ、（2）～（4）に定める構造としてもよいものとする。

高齢者・身体障害者等の歩行動線上の出入口を移動円滑化する必要があるため、歩行者の出入口の構造を規定する。

ただし、歩行者の出入口は、構造上その対応が困難である場合も想定されるため、同一場所への出入口が複数あるなど、複数の出入口が近接している場合には、主要な出入口のみを対象としてもよい。

自動車駐車場における歩行者の出入口としては以下のようなものが挙げられる

〔自動車駐車場外へ通じる出入口〕

- ① 「建築物」と歩行者用通路*との境界部
- ② 「土木施設(道路・広場等)」と歩行者用通路*との境界部

※高低差のある場合は、「歩行者用通路」でなく、「エレベーター・階段・斜路・エスカレーターの昇降口」となる。

〔自動車駐車場内の歩行者の出入口〕

- ① 居室の出入口とは
 - ・待合室と歩行者用通路との境界部 等
- ② 居室以外の出入口とは
 - ・「階段・斜路・エスカレーターの昇降口」と歩行者用通路との境界部
 - ・「エレベーターホール」と歩行者用通路との境界部
 - ・「駐車施設」と歩行者用通路との境界部

- ・「便所」※¹と歩行者用通路との境界部
- ・「エレベーター」※²とエレベーターホールとの境界部

※ 1 便所・便房の出入口は、第 31 条第 1 項第二号及び第五号に基づくものとする。

※ 2 エレベーターのかご及び昇降路の出入口は、第 12 条第 3 号に定める立体横断施設のエレベーターの基準に基づくものとする。

(2) 有効幅

歩行者の出入口の有効幅は、90cm 以上とする。ただし、自動車駐車場外へ通ずる1つ以上の出入口は有効幅 1.2m以上とする。

また、その出入口部前後に、車いすが1台止まることができるよう水平区間を確保するものとする。

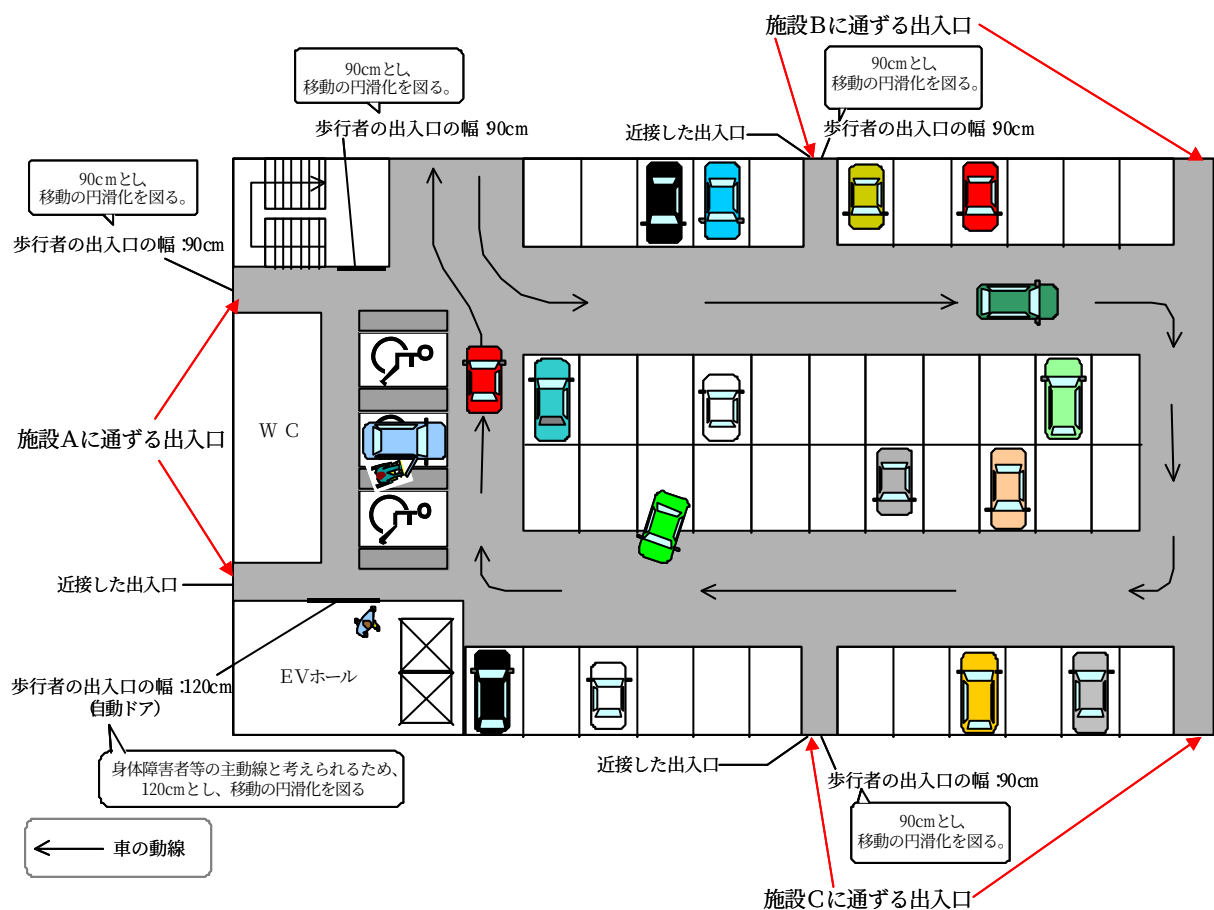
有効幅は、高齢者、身体障害者、特に車いす使用者が余裕をもって通り抜けることができる幅として 90cm 以上とする。

また、自動車駐車場外へ通ずる1以上の出入口については、当該出入口を利用する利用者が多く、より円滑な出入りを確保するため、1.2m 以上の幅を確保することとした。

その出入口前後には、車いす1台が止まることができるよう 1.2m以上の長さの水平区間を確保するものとする。

なお、自動式扉でない場合は、車いすから開閉動作のため車いすが回転できる 1.5m以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。

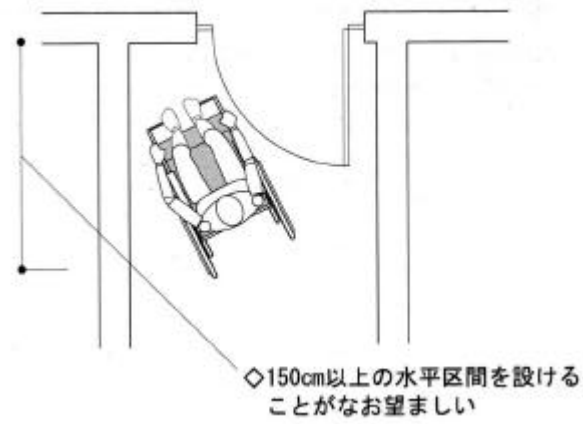
〈出入口の幅の例〉



- ・ 移動円滑化された「歩行者の出入口」を、利用者の動線および利便性を考慮し、自動車駐車場外に通ずるところに設置するものとする。
- ・ 同じ施設に接続する近接した出入口がある場合最低どちらか片方を移動円滑化する必要がある。

参考：関連資料

手動式開き戸の留意点



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

(3) 戸

歩行者出入口に戸を設ける場合、有効幅を 1.2m 以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる出入口のうち、1 以上の出入口は、自動的に開閉する構造とするものとする。

その他の出入口の戸も、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。

また、上記以外にも、出入口の戸は、車いす使用者を含む高齢者・身体障害者等の円滑な通行や安全性を考慮した構造や設備設置を行うものとする。

出入口の戸のうち、利用者が多く、より円滑な出入りの確保が望まれる有効幅 120cm 以上の出入口のうち 1 つ以上の出入口は、自動的に開閉する構造とすることとした。

その他の出入口も、車いす使用者が円滑に通過できるようにするため、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすることとした。

戸は、高齢者・身体障害者等の円滑な通行や安全性を考慮した構造や設備の設置を行うものとする。（視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置、ガラス、インターホン等の設置）

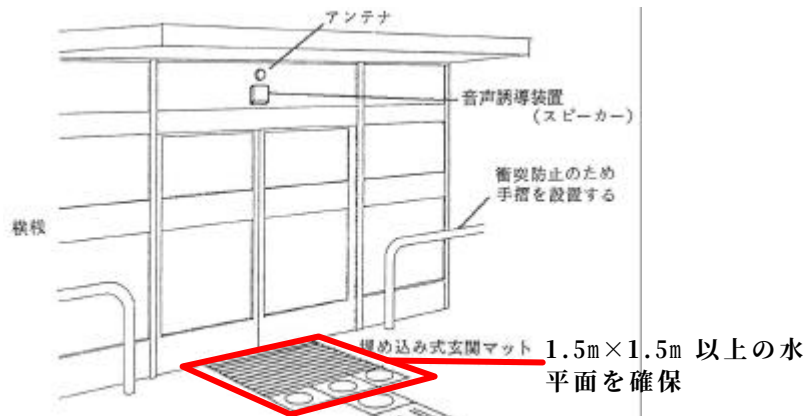
<戸を設ける場合の出入口の構造例>

参考：関連資料

3 A. 建物の出入口の設計標準

・音声誘導装置

音声誘導装置を設ける場合は、扉の直上に設置することが望ましい



図一 出入口の全体図

・ガラス

扉にガラスを用いる場合は、以下の通りとすることが望ましい。

- －視覚障害者にとって、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横棧を入れるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。）や模様などで十分識別できるようにする。
- －ガラス扉（自動引き戸式の場合を除く）の場合は、床上 35cm 程度までの部分をフットレスト当たりとして補強する。
- －ガラスの選定に当たっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計・指針（昭和 61 年建設省住指発第 116 号、117 号）等を参照し、安全性の高いものを選ぶこと。

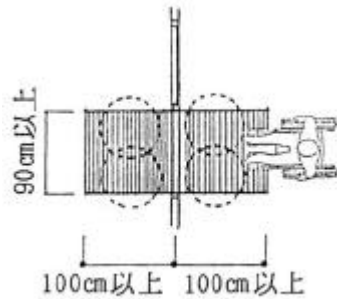
・玄関マット

- －玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものは使用しないことが望ましい。また、杖先を引っ掛けたりしないよう、しっかりと端部を固定するとともに、視覚障害者用床材との取り合いに配慮することが望ましい。

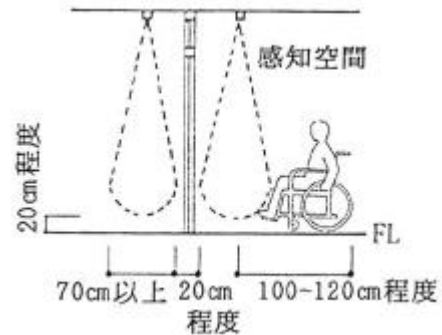
・自動扉

ー自動扉は、以下の通りとすることが望ましい。

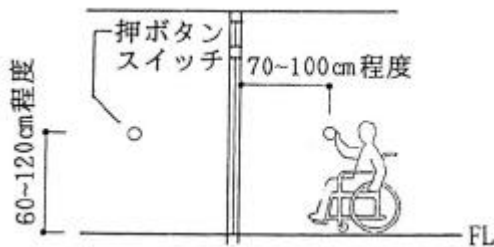
- イ 開閉速度 開くときは迅速に、閉まるときは遅くする。
- ロ 起動装置 起動装置は、視覚障害者、車いす使用者の通行については、支障なく作動するように配慮するものとする。



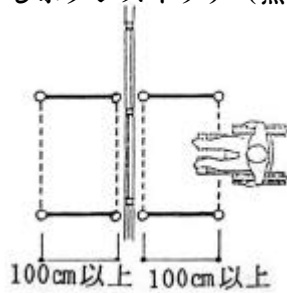
図一 マットスイッチ（床面感知）



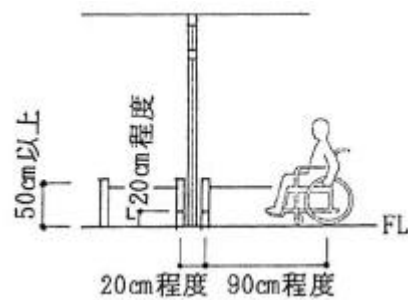
図一 超音波スイッチ（空間感知）



図一 押しボタンスイッチ（点感知）



図一 光線スイッチ（線感知）（平面）



図一 光線スイッチ（線感知）（側面）

ハ 安全装置

- ・車いす使用者や歩行困難者がドアに挟まれないように、ドアの左右に安全センサーを設置することが望ましい。

ニ 手動扉の併設

- ・自動扉の場合、非常時のため、手動式の扉を併設する。

・手動扉(引き戸、開き戸)

イ 引き戸

- ・手動の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。

ロ 開き戸

- ・閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いドアチェックを設けることが望ましい
- ・扉の開き勝手方向には車いす使用者が通過しやすいように袖壁と開閉スペースを設けることが望ましい。
- ・開き戸では、プライバシー上問題のある場合を除き、視覚障害者等の危険防止のため、扉の反対側の分かるような小窓を設けることが望ましい。

・把手

把手は以下の通りとすることが望ましい

－手動引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、棒状のもの、または、パニックバー形式のものとする。また、開き戸には、補助把手をつける。

－床面から 90cm 程度の位置に設置する。



図ードア把手の形状

・インターホン

建築物出入口に取り付けるインターホンには、視覚障害者に配慮しモニター付きのものとする。

(高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準)

(4) 路面

出入口には車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないものとする。

また、出入口には車いす使用者の円滑な通行を確保するために、段差を設けないものとする。

6-5 通路

(通路)

第 25 条 身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該身体障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- 二 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(1) 適用の範囲

身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該身体障害者用駐車施設に至る歩行者の通路のうち、1 以上の通路は、(2) 及び (3) の構造とするものとする。

高齢者・身体障害者等の歩行動線のうち、特に身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該身体障害者用駐車施設に至る通路は、車いす使用者等の身体障害者の利用が多いため、その構造を規定した。

(2) 有効幅員

通路の有効幅員は、2 m 以上とするものとする。

有効幅員は、車いす使用者の円滑なすれ違いができるようにするため、2.0m 以上とするものとする。

(3) 構造

通路には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないものとする。
また、通路には、排水施設を設けないなどにより平坦性を確保するとともに、滑りにくい仕上げとするものとする。

屋外における自動車駐車場の通路の路面は、雨水を地下に浸透させる構造とすることが望ましい。

さらに、通路は、駐車施設・車路などと、車止めを設けること等により分離した構造とすることが望ましい。

車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行を可能とするため、段差を設けないこととし、かつ、転倒防止のために平坦性を確保するとともに、滑りにくい仕上げとすることとした。

平坦性を確保するために、通路上には排水施設を設置しないように配慮し、やむをえず設ける場合は、グレーチングの目を狭く（1 cm 程度）〔P.2-2-19 参照〕すること等に配慮するものとする。

屋外における自動車駐車場の通路の路面は、身体障害者駐車施設から出入口に至

る通路には屋根を設けることとなっているが、雨水が流れてくるなどの状況も想定されるため、雨水を地下に浸透させる構造とすることが望ましい。

通路は、自動車交通からの安全性を確保するため、駐車施設・車路と、縁石・車止め・高さの変化等により、分離した構造とすることが望ましい。

参考：関連するその他の基準

第2編 2.5 身体障害者等に対する配慮

(2) 車椅子利用者用駐車スペースから駐車場の出入口等に至る通路のうち、一以上の通路は、車椅子利用者が円滑に通行できるよう、次の基準によるものとする。

- ① 表面は滑りにくいものとする。
- ② 幅員は 1.75m 以上とする。
- ③ 通路は平面とすることが望ましいが、高低差がある場合には斜路、車椅子を昇降させる機器の設置その他これに類する措置を講ずるものとする。

(通達；駐車場設計・施工指針 H6.9.28 建設省通企発)

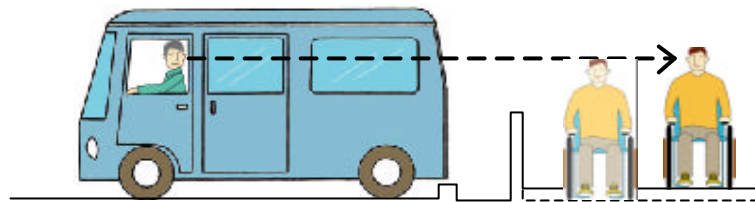
<歩行者通路と駐車施設・車路との分離>

参考：歩行者通路と駐車施設・車路との分離

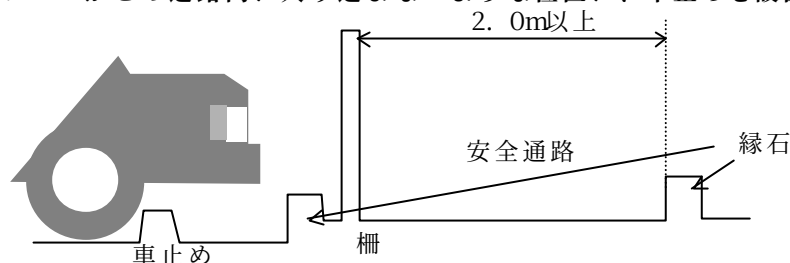
駐車場内の歩行通路は、そこを通行する人たちを運転者がよく見えるように計画しなければならない。車いす使用者の高さは低くなり運転者がバックミラーを使用するときなどはとくに発見しにくいので、動いている車の後部を通過するような動線はよくない。このことは幼児についても同様であり、幼児はさらに急に飛び出したり、駐車場内で遊んだりするので危険が多い。

自動車が進入できない車止めのある安全通路を確保し、このレベルを歩道のように少し上げておくのがよい。

車がバックするときの配慮：自動車がバックするとき、車いす使用者や幼児の姿が見えにくいので、安全通路を駐車面よりやや高くすることが有効である。



車止め等：安全通路はその両側に縁石ブロックを配置する。通行の幅員を確保するとともに、自動車のバンパーがこの通路内に入り込まないような位置に、車止めを設置する必要がある。



(参考資料：バリアフリーの建築設計)

6-6 エレベーター

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（身体障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

6-6-1 設置

自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のない階を有する自動車駐車場には、身体障害者用駐車施設が設けられている階に停止するエレベーターを設けるものとする。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができるものとする。

自動車駐車場外へ通じる出入口のない階に駐車した、高齢者・身体障害者等は、当該出入口に至る途中に鉛直方向の移動を伴うこととなるため、エレベーターを設けることによって移動の円滑化を図るものとする。

立体横断施設と同様に、昇降高さが低い等構造上エレベーターの設置が困難な場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができるものとする。

6-6-2 位置

地上へ直接通じる出入口のない階を有する駐車場内に設けるエレベーターのうち、1以上のエレベーターは移動円滑化された歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のためには、移動距離を可能な限り短縮することも必要であるため、身体障害者用駐車施設へ通ずる出入口から近い位置にエレベーターを設けるものとした。

6-6-3 構造

(1) 自動車駐車場に設けるエレベーターの構造

自動車駐車場に設けるエレベーターの構造は、「3-3-1 エレベーター」のうち第12条第1号から第4号までに定める規定を参照するものとする。

自動車駐車場に設けるエレベーターの構造は、高齢者身体障害者等の移動の円滑化を図るために必要な構造とするため、以下のいずれかを満たすものとする。

- ① かごの内法幅1.5m以上、内法奥行きを1.5m以上、かご及び昇降路の出入口の有効幅員を90cm以上、かつ、かご内に鏡を設けることとする。
- ② かごの出入口が複数あるエレベーター（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内法幅1.4m以上、内法奥行き1.35m以上、かつ、かご及び昇降路の出入口の有効幅員を80cm以上とする。

(2) 身体障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口の近くに設けるエレベーターの構造

駐車場に設けるエレベーターのうち、身体障害者用施設に通ずる歩行者の出入口の近くに設けるエレベーターの構造は、「3-3-1 エレベーター」を参照するものとする。

身体障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口近くに設けるエレベーターの構造は、特に高齢者・身体障害者等の移動の円滑化を図るために必要な構造とする必要があるため、「3-3-1 エレベーター」に示す移動円滑化された立体横断施設におけるエレベーターの構造によるものとする。

6－7 傾斜路

（傾斜路）

第 27 条 第 13 条の規定は、前条第 1 項の傾斜路について準用する。

（1）概説

自動車駐車場にエレベーターに代えて設置する傾斜路の構造は、「3-3-2 傾斜路」を参照するものとする。

自動車駐車場に設ける傾斜路の構造は、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るために必要な構造とするため、「3-3-2 傾斜路」に示す立体横断施設に設ける傾斜路の構造によるものとする。

6－8 階段

6－8－1 階段の構造

(階段)

第 28 条 第 16 条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(1) 概説

自動車駐車場に設置する階段の構造は、「3-3-5 階段」を参照するものとする。

自動車駐車場に設ける階段の構造は、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るために必要な構造とするため、「3-3-5 階段」に示す、立体横断施設に設ける階段の構造を参照するものとする。

6-9 屋根

(屋根)

第 29 条 屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設及び第 25 条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(1) 構造

屋外に設けられる自動車駐車場には、身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設及び第 25 条に規定する通路（歩行者の出入口から身体障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 つ以上の移動円滑化された通路）には、屋根を連続的に設けるものとする。

屋外の自動車駐車場の身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設及び第 25 条に規定する通路（歩行者の出入口から身体障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 つ以上の移動円滑化された通路）には、高齢者、身体障害者が、雨水に濡れずに利用できるとともに、積雪により当該施設の利用困難となることを避けるため、屋根を設けるものとした。

また、屋根は、その機能を十分に発揮するために連続的に設けることが必要とした。

なお、屋根を設ける際には、屋根の柱が乗降スペース及び通路の幅員を侵さないよう配慮する必要がある。

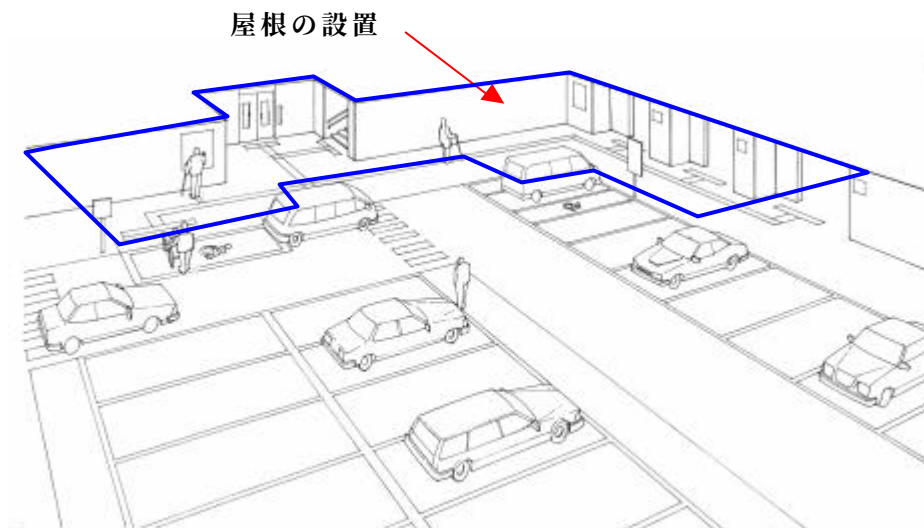


図 6-9-1 屋根を連続的に設置した例

6-10 便所

6-10-1 一般の便所

(便所)

第30条 身体障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器その他これに類する小便器を設けること。
- 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(1) 概説

身体障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、以下の(2)～(8)に定める構造とするものとする。

身体障害者用駐車施設を設ける階は、身体障害者等の利用が多いため、便所は身体障害者が円滑に利用できる構造とするものとする。

(2) 案内表示

便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板や、案内板の正面に誘導する視覚障害者誘導用ブロックなどの設備を設けるものとする。

高齢者、身体障害者等、特に視覚障害者の円滑な利用を図るため、便所の出入口付近のわかりやすい位置に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を、点字による案内板等で表示する。点字による案内板等は、床から中心までの高さが140cmから150cmとなる位置に設置するものとする。

また、視覚障害者を安全かつ円滑に便所まで誘導するため、点字による案内板等の正面まで誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

(3) 床仕上げ

便所の床の表面は、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。

便所の床の表面は、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとするとともに、床面には、高齢者、身体障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。

また、排水溝などを設ける必要がある場合には配置を考慮することが望ましい。

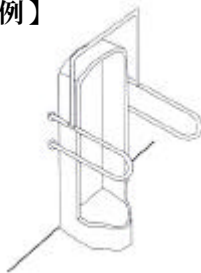
(4) 男子用小便器

男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器または低リップの壁掛け式小便器を1以上設置するとともに、当該便器には、手すりを設けるものとする。

便所内に男子用小便器を設ける場合は、高齢者、身体障害者等、特に腰の曲がった高齢者が利用可能とするため、床置き式小便器または低リップ（リップ高 35cm 以下が望ましい）の壁掛け式小便器を1以上設置するものとする。また、杖使用者等の肢体不自由者等の立位保持を支援するため、当該便器には、手すりを設けるものとする。

なお、小便器の設置にあたっては、できるだけ入口に近い位置に設置することが望ましい。

【小便器の手すり例】



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

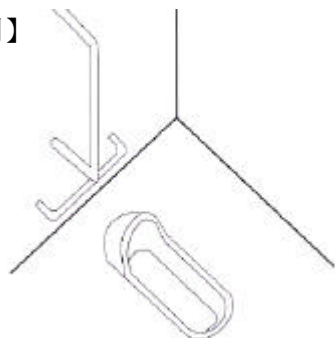
(5) 大便器

便所内には、腰掛け式大便器を1以上設置するとともに、その便房の便器周辺には、手すりを設けるものとする。

便所内には、腰掛け式大便器を1以上設置した上で、高齢者、身体障害者等の利用の利便を図るため、その便房の便器周辺には垂直、水平に手すりを設けるものとする。

なお、和式便器を設置する場合は、その前方の壁に垂直、水平に手すりを設置することが望ましい。

【和式便器の手すり例】



※「腰掛け式便器」の手すりの設置高さ等については、多機能便所を参照

(6) 洗面器

洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、もしくは手すりを設けたものを1以上設置することが望ましい。

便所に設置する洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、もしくは手すりを設けたものを1以上設置するものとする。

また3～4才児の利用に配慮し、洗面器の上面の高さを55cm程度とする洗面器を設置することがなお望ましい。

(7) 乳児用施設

便所内には、ベビーチェアを1つ以上、大使用の便房内に設置することが望ましい。

乳児連れの人の利用を考慮し、便所内に1つ以上、男女別を設けるときはそれぞれに1つ以上、大使用の便房内にベビーチェアを設置するものとする。

なお、スペースに余裕がある場合には複数の便房に設置し、洗面所付近にも設置することが望ましい。

6-10-2 身体障害者用便所・便房

(便所)

第30条

2 身体障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- 二 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(1) 概説

身体障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合、そのうち1以上の便所は、①車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（以下「身体障害者用便房」という。）が設けられている便所、あるいは②車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（以下「身体障害者用便所」という。）とするものとする。

身体障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、高齢者や身体障害者等の利用に配慮し、以下のいずれかに適合する便所を、身体障害者等が利用しやすい場所に1以上設けるものとする。また、その他の階においても、身体障害者の利用を考慮して、必要に応じて設置を検討することが望ましい。

- ①車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（身体障害者用便房）を有する便所
- ②車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（身体障害者用便所）

身体障害者用便房を有する便所を設ける場合は、便所（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれの便所）内に1以上設けるものとする。

②に規定する便所は、一般のその他便所と独立して設けられる便所であり、便所の広さ等の規定は、①に規定する便房と同様のものであることが必要である。

また、スペースがあまり無くても便器に移乗でき一人で用の足せる車いす使用者を主に対象とする施設（以下「簡易型多機能便房」という。）を、男子用及び女子用便所それぞれに設置することが望ましい。

身体障害者用便所を設ける場合は、男女共用のものを1以上設けるか、男女別にそれぞれ1以上設けることが望ましいが、異性による介助を考慮すると、男女共用のものを設けることが望ましい。また、男女共用のものを2以上設ける場合は、右利き、左利きの車いす使用者の車いすから便器への移乗を考慮したものとするなど

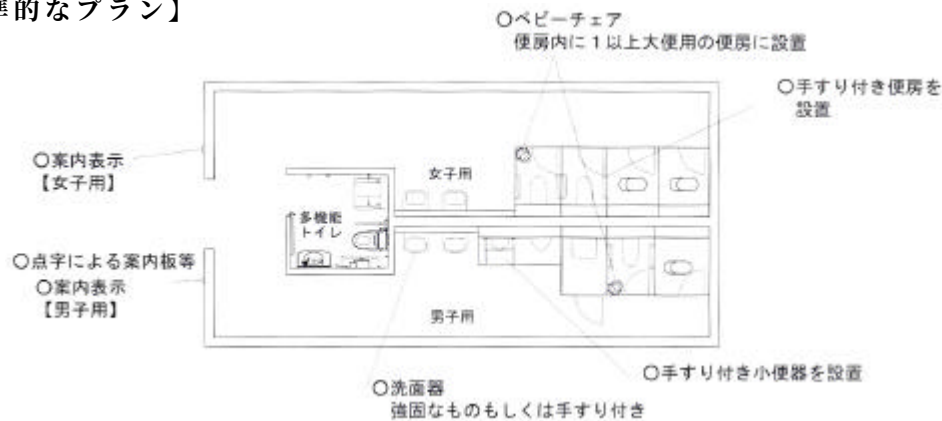
の配慮をすることが望ましい。

また、身体障害者用便房・便所としては、高齢者、身体障害者にとってより使いやすいものとするとともに、乳幼児を連れた者等の使用にも配慮した多機能なものとしてすることとする。

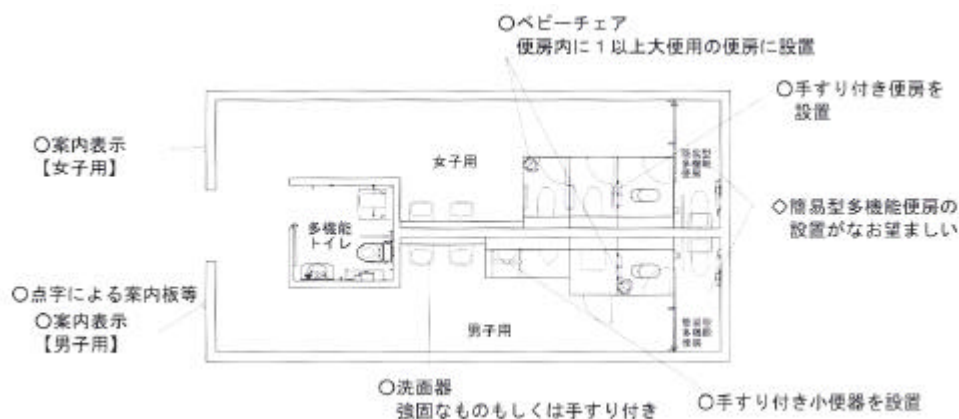
(参考)

<便所の配置例>

【標準的なプラン】



【なお望ましいプラン】



【多機能トイレを2箇所配置した例】



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

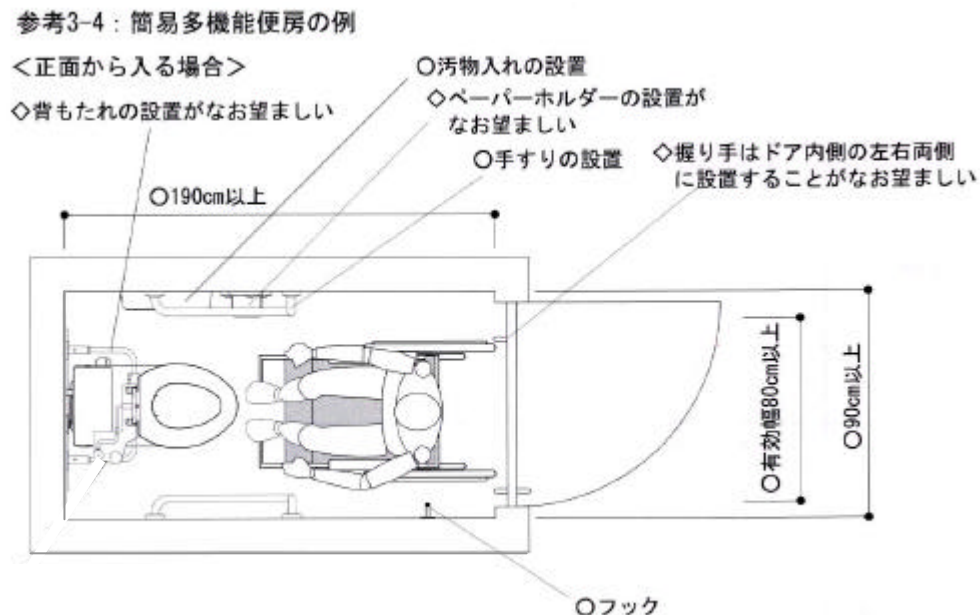
注)

○図中の「多機能トイレ」は、本ガイドラインにおける身体障害者用便所である。

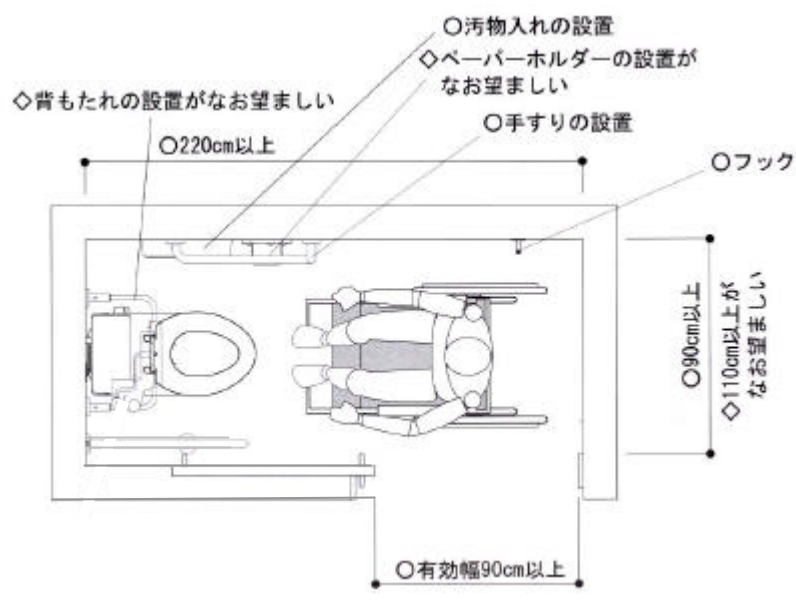
(参考)

＜簡易型多機能便房の例＞

【正面から入る場合】



【側面から入る場合】



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン（一部修正）

注）簡易型多機能便房は、小型の手動車いす（全長約85cm、全幅約60cmを想定）で利用可能なスペースとして、正面から入る場合は奥行き190cm以上×幅90cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口を確保し、側面から入る場合は奥行き22

0cm×幅90cm以上のスペースと有効幅90cm以上の出入口を確保するものとする。なお、標準型の手動車いす（全長約110cm、全幅約65cmを想定）で利用が可能なスペースとして、正面から入る場合は上記と同様であるが、側面から入る場合は奥行き220cm×幅110cm以上のスペースと有効幅90cm以上の出入口を確保することが望ましいとしている。この他、腰掛け式便器の設置、便器の形状はフットレストがあたることで使用時の障害とならないこと、手すりの設置、便器に腰掛けたままの状態と便器に移乗しない状態の双方から操作できる水洗装置（水洗装置のスイッチについては手かざし式センサーか操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする）、非常用通報装置、汚物入れの装置、フックの設置（位置・形状については立位者、車いす使用者の顔面に危険がないとともに車いすに座った状態で使用できること）及び便房の床、出入口に段差を設けないことを規定している。

(2) 身体障害者用便房を設ける便所の構造

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- 一 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- 二 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- 三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- 四 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- 五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ロ 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

1) 通路

身体障害者用便房を設ける便所と通路との間に設ける通路は、第25条に規定する通路の構造とする。

身体障害者用便房を設ける便所までの経路については、移動円滑化が図られている必要があるため、身体障害者用便房を設ける便所と通路との間に設ける通路は、「6-4 通路」に定める構造とするものとする。

2) 出入口

①有効幅

便所の出入口の有効幅は、80cm以上とする。

出入口の有効幅は、車いす使用者の通過が可能である80cm以上とするものとする。

②段

便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとする。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとする。ただし、既設施設において段がある場合など、段をなくすることが困難な場合には、「6-7 傾斜路」に基づく傾斜路による対応も可能であることとした。

③案内標識

便所の出入口には、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けるものとする。

高齢者、身体障害者等が、当該施設の存在を認識できるようにするため、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けるものとする。

④戸の構造

便所の出入口に戸を設ける場合、当該戸の有効幅は、90cm 以上が望ましく、最低でも 80cm 以上を確保するものとする。

また、戸の構造は、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な通過を確保するため、高齢者、身体障害者等が容易に開閉できる構造とするものとする。

便所の出入口に戸を設ける場合、戸の有効幅は、車いす使用者が通過可能な最低幅である 80cm 以上を確保するものとするが、車いす使用者の余裕のある通過を可能とするため、可能な場合は 90cm 以上確保することが望ましい。

戸の構造は、上肢不自由者等の身体障害者に配慮し、電動式引き戸または軽い力で操作のできる手動式引き戸とし、手動式の場合は、車いす等で出入りする場合に十分な時間を確保できるようにするため、自動的に戻らないタイプとするものとする。また、握り手は棒状ハンドル式のものとし、ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。

戸の鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から解錠できるようにするものとする。

ドア開閉盤は、電動式ドアの場合車いす使用者が中に入り切ってから操作できるようドアから 70cm 以上離れた位置に設置し、高さは 100cm 程度とするとともに、戸の外側には、使用中を表示する装置を設置するものとする。

3) 広さ

便所の出入口から身体障害者用便房等まで、車いす使用者等身体障害者の円滑な利用に適した広さを確保すること

身体障害者等が出入口から入り、便房、洗面器を利用するのに十分な広さを確保するものとする。

(3) 身体障害者用便房の構造

第31条

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- 一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- 二 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- 三 腰掛便座及び手すりを設けること。
- 四 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

1) 出入口

身体障害者用便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとする。

2) 案内標識

身体障害者用便房の出入口付近には、当該便房が、車いす使用者その他高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（多機能便房）である旨を表示するものとする。

身体障害者用便房の出入口付近には、高齢者、身体障害者等が、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房であることを認識できるようにするため、その旨を表示する案内標識を設けるものとする。

3) 便器及び手すり

身体障害者用便房には、腰掛便座及び手すりを設置するものとする。

身体障害者用便房には、足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛便座及び手すりを設置する。

便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとし、便蓋は設けず、背後に背もたれを設ける。便座の高さは40～45cmとし、便器に前向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。

手すりは、取り付けを堅固とし、腐食しにくい素材で、握りやすいものにするとともに、壁と手すりの間隔は握った手が入るように5.0cm以上とする。手すりの位置は、便器に沿った壁面側はL字型に設置し、もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないよう、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cmとし、左右の間隔は70～75cmとする。

4) 水洗器具

①水洗装置

身体障害者用便房には、オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置するものとする。

身体障害者用便房には、オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置するものとし、その水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置することが望ましい。また、汚物流しを設置する場合には、オストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望ましい。

②水洗スイッチ

水洗スイッチは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置することが望ましい。

身体障害者用便房の水洗スイッチは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置するものとし、手かざしセンサー式または操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設するものとする。

③洗面器

洗面器は、車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

身体障害者用便房の洗面器は、車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

洗面器の形状は、車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上 60cm 以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 80cm 以下とするとともに、よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせるものとする。

蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。また、おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望ましい。温水設備の設置にあたっては、車いすでの接近に障害とならないよう配慮することが望ましい。

④小型手洗い器

小型手洗い器は、便座に腰掛けたまま使用できる位置に設けることが望ましい。

小型手洗い器を便座に腰掛けたまま使用できる位置に設けることが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などが望ましい。

5) 出入口の有効幅や戸の構造

身体障害者用便房の出入口の有効幅、出入口の戸の構造については、身体障害者用便房を設ける便所の基準の規定を準用するものとする。

身体障害者用便房の出入口の有効幅、出入口の戸の構造については、「(2) 身体障害者用便房を設ける便所の構造」の規定を準用するものとする。

6) 身体障害者用便房の大きさ

身体障害者用便房の大きさは、手動車いすの方向転換を考慮して、標準奥行き 200 cm × 幅 200 cm を確保するものとする。

身体障害者用便房の大きさは、手動車いすの方向転換を考慮して、標準奥行き 200 cm × 幅 200 cm を確保するものとする。また、新設の場合等スペースが十分取れる場合は、電動車いすで便器へ移乗するための方向転換を考慮して、奥行き 220 cm × 幅 220 cm を確保するものとする。

7) その他の付属器具

①ペーパーホルダー

ペーパーホルダーは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置するものとする。

身体障害者用便房には、ペーパーホルダーを、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できる位置に設置するものとする。また、上肢不自由者等に配慮して、片手で紙が切れるものとするものとする。

②フック

荷物を掛けることのできるフックを設置する。

身体障害者用便房には、オストメイトや様々な器具の使用者に配慮して、荷物を掛けることのできるフックを設置するものとする。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。また、手荷物を置ける棚などのスペースも設定する。

③汚物入れ

汚物入れは、大きくかつ手の届く範囲に設置するものとする。

身体障害者用便房には、パウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさの汚物入れを設置するものとする。

④鏡

洗面器前面の鏡は、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とするものとする。また、洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。

身体障害者用便房には、鏡は車いすでも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とするものとする。

また、オストメイト等の身づくりいへの対応として、洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。

⑤おむつ交換シート

乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置するものとする。但し、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。

身体障害者用便房には、乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置するものとする。但し、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。

また、重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置することが望ましい。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入が可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

⑥通報装置

便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように通報装置を設置することが望ましい。

身体障害者用便房には、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように通報装置を設置することが望ましい。

通報装置を設置する場合は、音、光等で押したことが確認できる機能の付与や、点字等により視覚障害者が呼び出しボタンであることが認識できるものとする。また、水洗スイッチ等の装置と区別できるよう形状等に配慮するとともに、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とすることが望ましい。

7) 床仕上げ

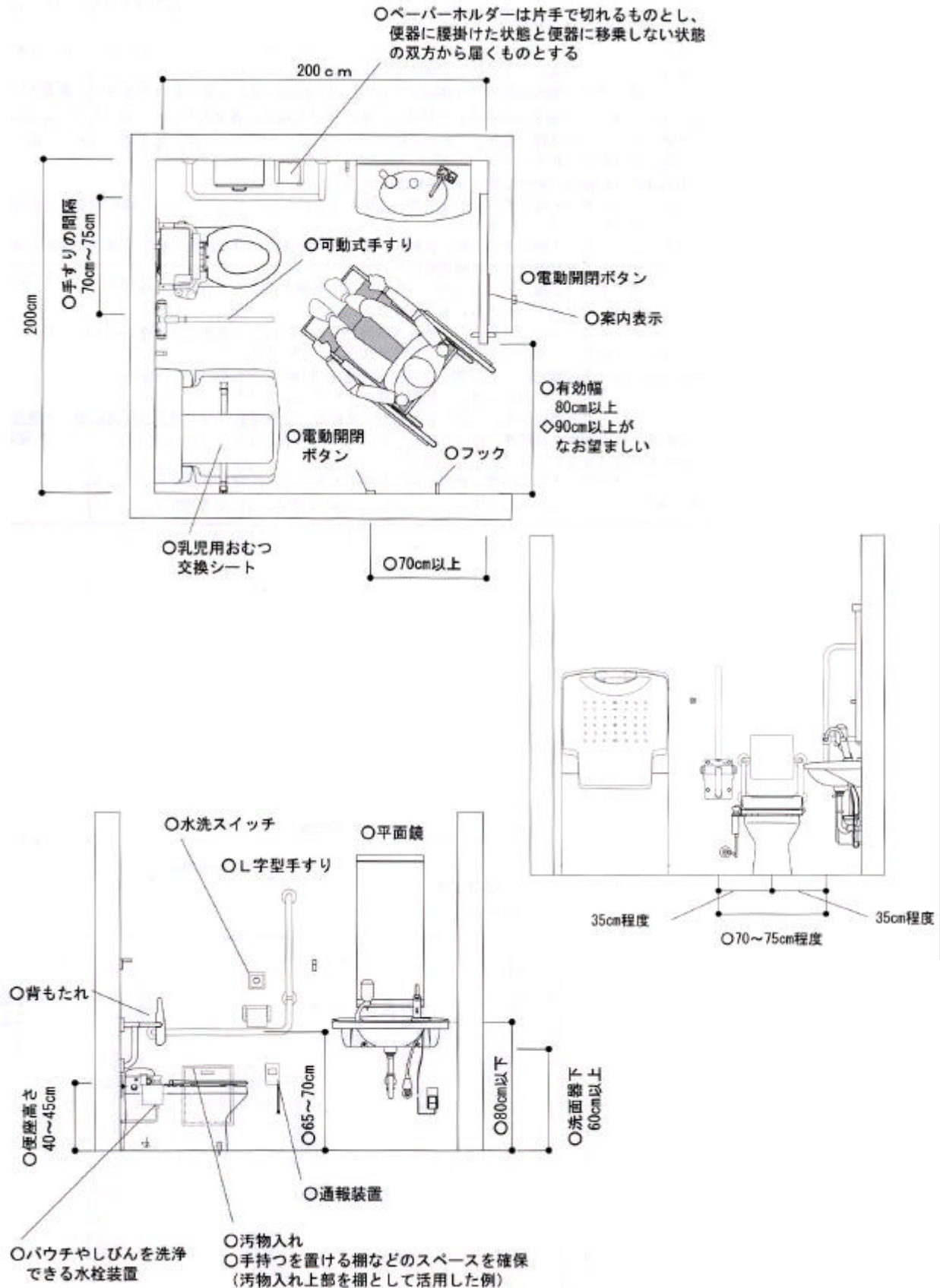
便房の床の表面は、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。

身体障害者用便房の床の表面は、一般の便所と同様に、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとするとともに、床面には、高齢者、身体障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。

また、排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。

(参考)

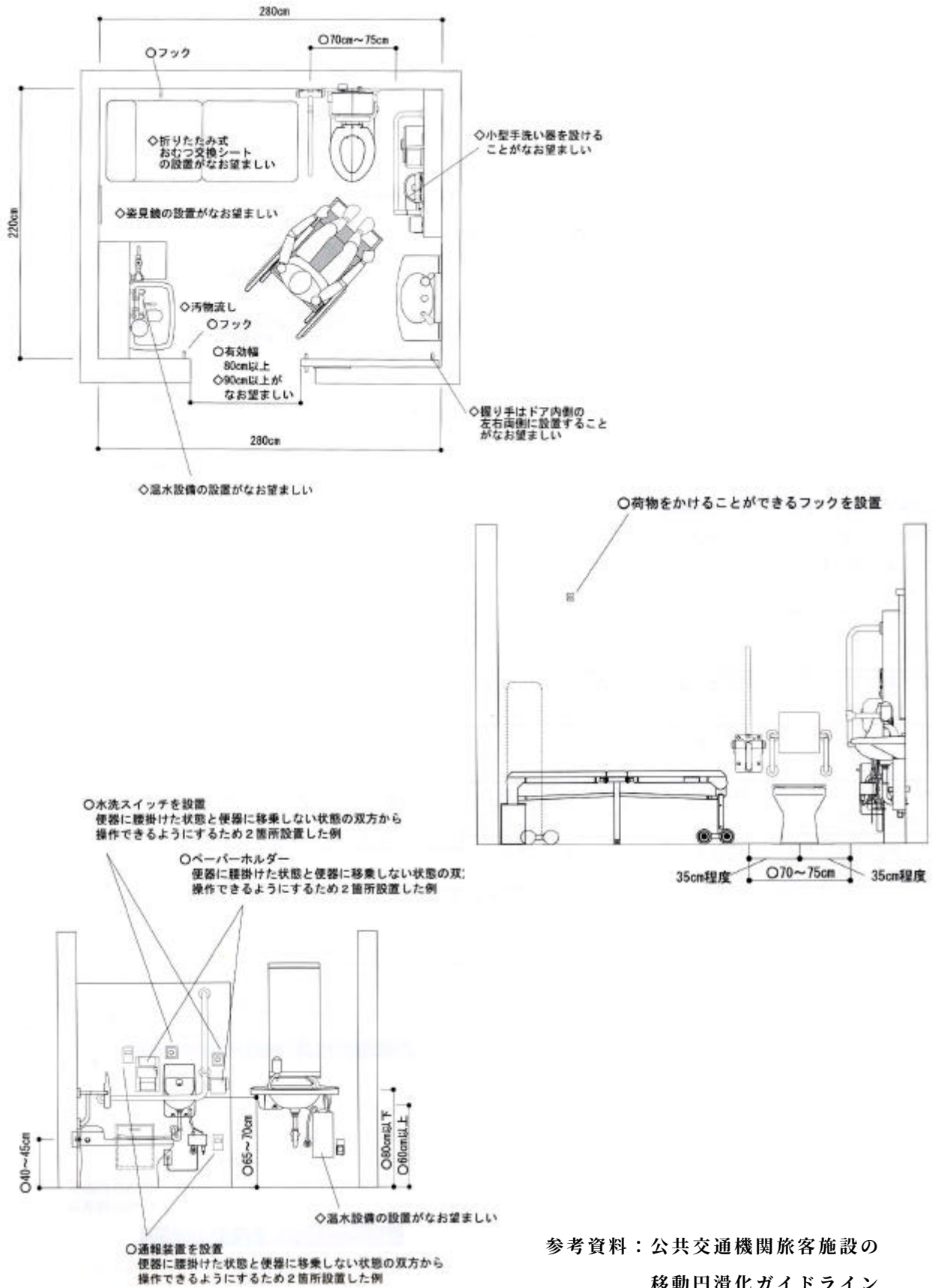
＜身体障害者用便房の例（標準的なプラン）＞



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

(参考)

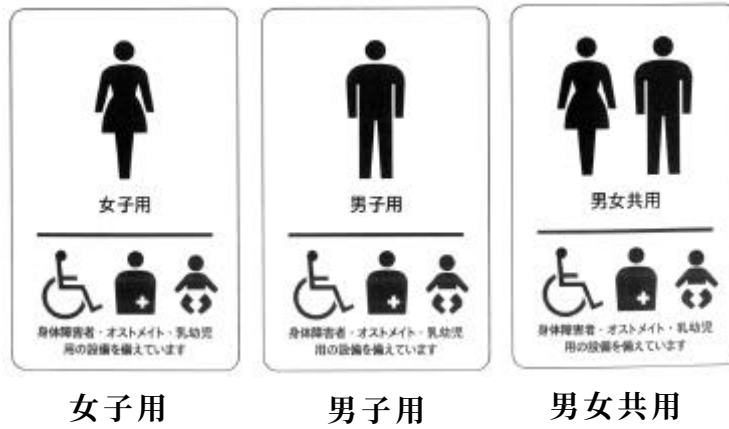
<身体障害者用便房の例（なお望ましいプラン）>



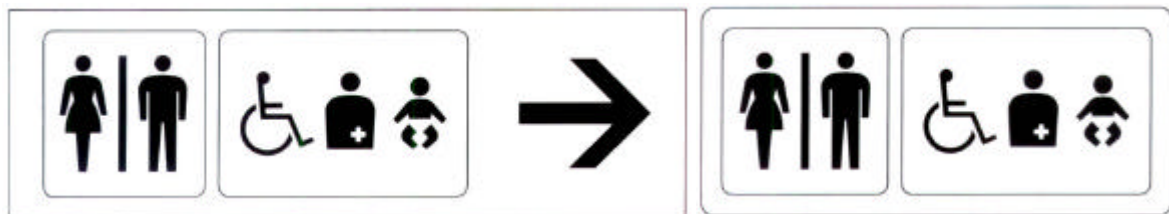
(参考)

<身体障害者用便所の案内標識の例>

○位置サイン



○誘導サイン



参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

(4) 身体障害者用便所の構造

第 32 条 前条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号並びに同条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第 30 条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

身体障害者用便所の構造は、身体障害者用便房を設ける便所及び身体障害者用便房の次の構造に準じるものとする。

- ① 便所に接続する通路の構造
- ② 出入口の有効幅・構造
- ③ 出入口の戸の有効幅・構造
- ④ 広さ
- ⑤ 案内標識
- ⑥ 便器及び手すり
- ⑦ 水洗器具

【側面から入る場合】

第 30 条第 2 項第 2 号に基づく便所（身体障害者用便所）の構造は、「(2) 身体障害者用便房を設ける便所の構造」の通路、出入口、広さ、及び、「(3) 身体障害者用便房の構造」の出入口・案内標識・便器及び手すり、水洗器具等の規定を準用するものとする。

参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

6-1-1 案内標識

自動車駐車場には、歩行者の動線に配慮し、案内標識を設置し、目的施設（身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設、便所、移動円滑化された出入口等）や、エレベーター等の移動を支援する施設等の位置や方向等の情報提供を行うものとする。また、大規模駐車場など、出入口が多数存在する場合には、行先を案内する情報提供を行うものとする。

なお、案内標識を設置する際には、設置位置や記載内容、文字の大きさ、点字又は音声案内の設置など、高齢者・身体障害者等の利用に配慮するものとする。

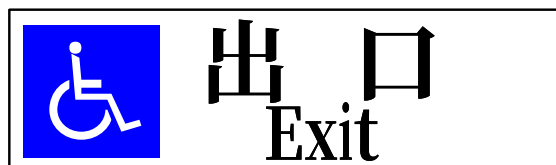
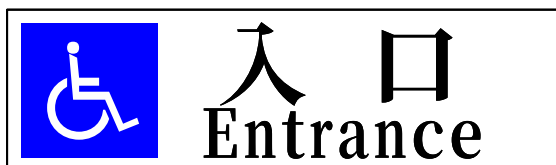
高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るために、歩行動線上において、目的地である施設等の位置及びエレベーター等の移動を支援する施設等の位置を案内するものとする。

なお、自動車駐車場内における目的地の施設としては、身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設、便所、移動円滑化された出入口等がある。

このうち、身体障害者用駐車施設の標示はP.2-6-7及び2-6-8、身体障害者用停車施設の標示はP.2-6-13、移動円滑化されたトイレはP.2-6-45、その他、移動円滑化された施設については「第7章案内標識」を参照するものとする。

<移動円滑化された出入口の標示例>

○出入口において行う標示の例



○経路において行う標示の例



また、大規模駐車場など歩行者出入口が多数存在する場合は、行先への移動の円滑化を図るため、案内標識に、行先を案内する情報提供を行うことが必要である。

＜出入口が複数存在する場合の案内＞

参考：関連出入口の案内表示の考え方

第2編 2.8 案内表示

- (1) 駐車場内においては、車から降りた利用者が速やかに目的地まで到達することができるように、また駐車車両を入庫口から駐車位置まで、あるいは駐車位置から出庫口まで速やかに誘導するために必要に応じて案内標示を設置することが必要である。とくに、規模が大きな駐車場で複数の出入口、入出庫口が存在する場合には、利用者が迷うことのないように適切な案内標示を行う必要がある（例えば、カラーあるいはイラストによる駐車場内のゾーニングなど）。

（駐車場設計・施工指針 同解説）

＜目的地の案内例＞

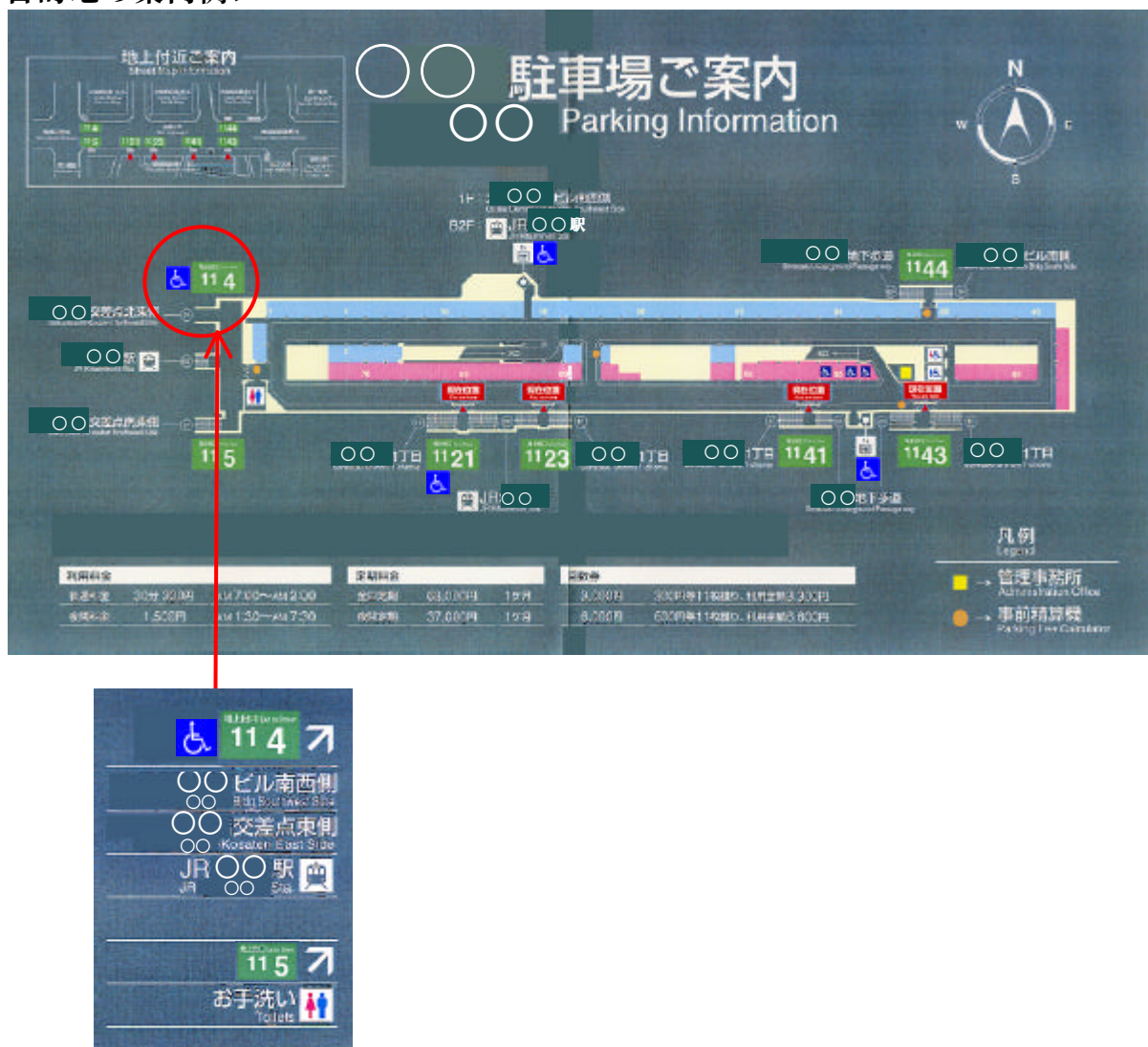


図 6-11-1 総合案内板と目的地案内板の連携

高齢者、身体障害者等が案内標識を有効に活用できるようにするため、記載内容、文字の大きさ等に配慮するものとし、視覚障害者には単なる表示だけでは不十分であるため、案内標識には点字又は音声等による情報提供施設を併設するものとする。

<点字・音声による案内>

参考：関連基準

高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るために、目的地となる施設や移動を支援する施設等を案内標識にて案内することとしているが、視覚障害者に対しては、単なる表示だけでは不十分であり、案内標識の表示内容を点字又は音声にて知らせる必要がある。

(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和35年12月17日 総理府建設省令第3号)

案内標識の文字の大きさ、点字・音声等による案内の方法等の詳細については、第7章を参照するものとする。

6-12 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者のエレベーター、階段、エスカレーター等の障害物の回避及び案内標識、案内標示板への誘導のために設置するものとする。また、その他の箇所については、当該施設を利用する視覚障害者等の意見を反映して設置することが望ましい。

視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるようにするため、視覚障害者を誘導し、かつ、視覚障害者が段差等の存在を認識し又は障害物を回避できるよう、視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

自動車駐車場は、①視覚障害者が自動車を運転することがないこと（介助者がいる）、②自動車通行のある箇所は介助者が付きそうことが望ましいこと、③自動車駐車場毎に歩行者動線の設定方法が様々などの特殊性がある。

そのため、自動車駐車場における視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の移動の安全性を確保するため、段差等の存在の認識やエレベーター・階段・エスカレーター等障害物の回避と、案内標識・標示板への誘導を目的とした設置を行うものとする。その他の箇所は、上記の特殊性から、当該施設を利用する視覚障害者等の意見を反映して設置することが望ましい。

また、設置方法は第8章を参照するものとする。

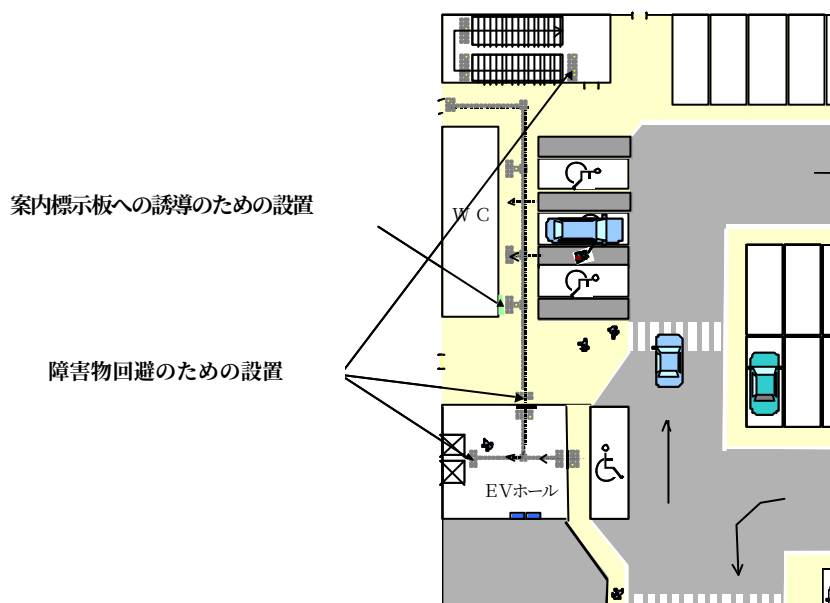


図 6-12-1 視覚障害者誘導用ブロック設置例

6-13 照明施設

(1) 概説

自動車駐車場には、障害物や案内標識が的確に認識できる箇所に、照明施設を設けるものとする。歩行空間においては、特に、一定の照度が連続的に確保できる箇所に設けるものとする。

ただし、屋外の自動車駐車場では、夜間において、周辺からの光によって、弱視者等でもこれらが的確に認識できる照度が確保されている場合には、この限りでない。

屋内又は夜間の屋外の自動車駐車場においても、高齢者、身体障害者等が障害物や案内標識を的確に認識できるようにするため、必要であると認められる箇所に照明施設を設置するものとする。

なお、必要であると認められる箇所とは、①障害物や案内標識を的確に認識するために必要な箇所、または、②歩行空間の路面に明るさのムラがあると障害物が見にくいため、一定の照度を連続的に確保するために必要な箇所である。

屋外の自動車駐車場では、夜間も周辺からの光によって、弱視者等でも障害物や案内標識を的確に認識できる場合があり、その場合は、照明施設を設ける必要はないものとした。

また、照明施設の詳細については第10章を参照するものとする。

参考：関連基準

○駐車場設計・施工指針（平成4年建設省道路局企画課長通達）

(1) 地下駐車場では、車路、車室、階段・通路および管理諸室等に照明設備を設けるものとする。必要な平均照度は原則として以下のとおりとする。

・車路	75～150lx
・車室	50～100lx
・機械駐車装置の出入り口部	150～300lx
・階段・通路	100～250lx
・管理諸室	建築設備設計要領に準拠した照度

(2) 車路、車室、階段・通路および管理諸室には、非常用照明と必要に応じて保安用照明を設置するものとする。

(3) 光源は蛍光灯を標準とする。

○駐車場設計・施工指針同解説（日本道路協会）

(1) 車路、車室、機械式駐車装置の出入口部の平均照度はJIS Z 9110付表10駐車場に、階段・通路および管理諸室の平均照度は建築設備設計要領（建設大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。

(2) 非常照明設備については、建築基準法施行令第126条の四、五に準拠するものとする。また、停電時における保安照明の照度は10lx以上とする。

(3) 光源としては蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯、ハロゲン灯等がある。

<階段・通路および管理諸室の平均照度>

参考：関連基準

区 分	室 名	水平面照度 [lx]	グレアを考慮する場合
ユーティリティエリア	化粧室、便所、洗面所、宿直室	100～300	G0, G1
	廊下、階段、電気室、機械室、書庫		G2, G3
	エレベータホール	250～500	G1
	更衣室、倉庫、車庫	80～150	G2, G3

（備考）1) 照度は、作業面（一般事務室では床上85cm、座業では床上40cm、廊下等は床面）における平均照度とする。

参考資料：建築設備設計基準 平成6年4月15日 建設大臣官房官庁営繕部監修

6-14 発券機・精算機

車に乗車したまま操作する発券機・精算機は、曲がり角や斜路部分には設置しないものとする。なお、可能な限り車に乗り込む前に精算等を済ませるシステム等を導入することが望ましい。

車から降りた状態で操作する発券機・精算機は、床面が水平な箇所に設置するものとする。

発券機・精算機も、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるように配慮することが望ましい。

(1) 設置箇所

車に乗車したまま操作する発券機・精算機は、高齢者、身体障害者等にとって、券を取る又は精算する際、降車や車から身を出すこと等が特に困難なため、このような状況になりやすい曲がり角や傾斜路部分に設置しないものとする。

なお、自動車の車高が異なり、それに伴い操作位置が異なることを考慮すると、発券機・精算機自体での対応が困難であるため、可能な限り車に乗り込む前に精算等を済ませるシステム等を導入することが望ましい。

<発券所の設置箇所>

- ・発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したものとする。

(東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ②駐車場)

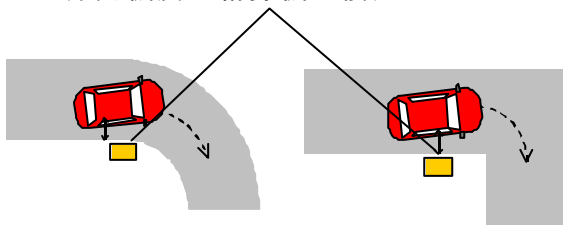
<車に乗って操作する券売機及び精算機の悪い例>

車の静止が困難



(傾斜路に設置)

券売機及び精算機に接近しづらい



(カーブに設置)

(曲がり角に設置)

<精算システムの工夫例>

車に乗車した状態での機械操作が不要である(駐車券を取るのみ)。

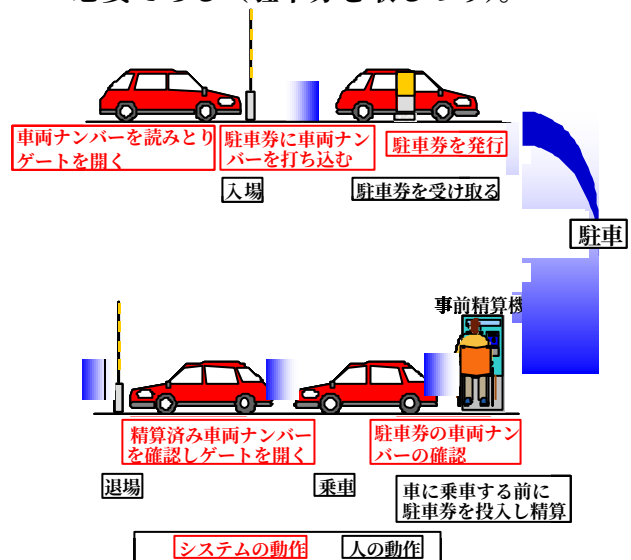


図 6-14-1 券売機および精算機の設置位置の悪い例

図 6-14-2 車両ナンバー読みとりと事前精算による精算システム

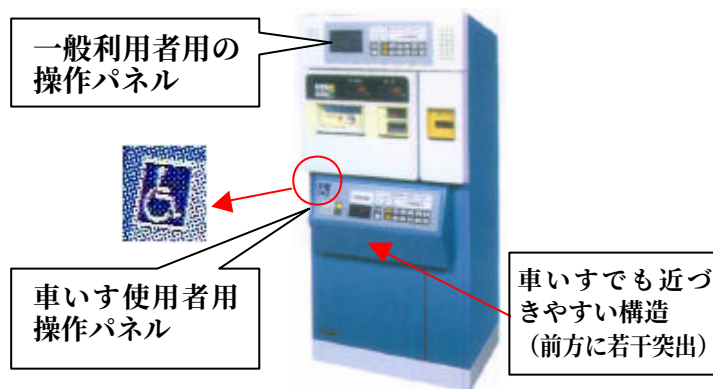
（２）発券機・精算機の工夫

車から降りた状態で操作する発券機・精算機は、車いす使用者等の利用を考慮し、床面が水平な箇所に設置するものとする。

発券機・精算機は、車いす使用者の手の届く範囲が低いため、操作位置(高さ)に配慮が必要である。さらに、車いす使用者が容易に接近できるよう、発券機・精算機の蹴込みを確保する等の配慮を行うことが望ましい。

発券機・精算機は、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるように、操作方法(硬貨の投入方法)に配慮することが望ましい。

＜車を降りて操作する精算機の例＞



参考資料：メーカーカタログ

図 6-14-3 車椅子の高さからでも押しボタン等を操作できる精算機



参考資料：メーカーカタログ

図 6-14-4 コインの一括投入方式を採用している精算機

6-15 維持管理

6-15-1 点検・維持・修繕

管理人等は、自動車駐車場が常に移動円滑化の図られた状態に保つという観点から、各施設について、適宜、点検・維持・修繕に努めるものとする。

移動円滑化が図られた場合においても、施設等が使用されることにより、その機能を十分に発揮できなくなるため、管理人等は、適宜移動円滑化が図られているかについて、点検・維持・修繕に努めることが必要である。

6-15-2 管理

(1) 広報活動の推進

管理人等は、身体障害者用駐車施設及び身体障害者用停車施設において、健常者等の利用を抑制するための広報活動を行うことが望ましい。

管理人等は、健常者による身体障害者用駐車施設及び身体障害者用停車施設の利用を抑制するため、チラシ・看板等により、身体障害者用駐車施設及び身体障害者用停車施設が身体障害者専用である旨の広報活動を行うことが望ましい。

(2) 案内・誘導

管理人等は、①健常者の一般駐車施設への案内・誘導や、②身体障害者の身体障害者駐車施設及び身体障害者停車施設への案内・誘導を行うことが望ましい。

管理人等は、身体障害者用駐車施設及び身体障害者用停車施設において、健常者等の利用を抑制するとともに、身体障害者の円滑な利用を促進するために、係員等による案内・誘導を行うことが望ましい。

(3) 代行運転

管理人等は、身体障害者用駐車施設が満車の場合、身体障害者の運転を代行し、一般駐車施設へ駐車するなど代行運転の対応を行うことが考えられる。

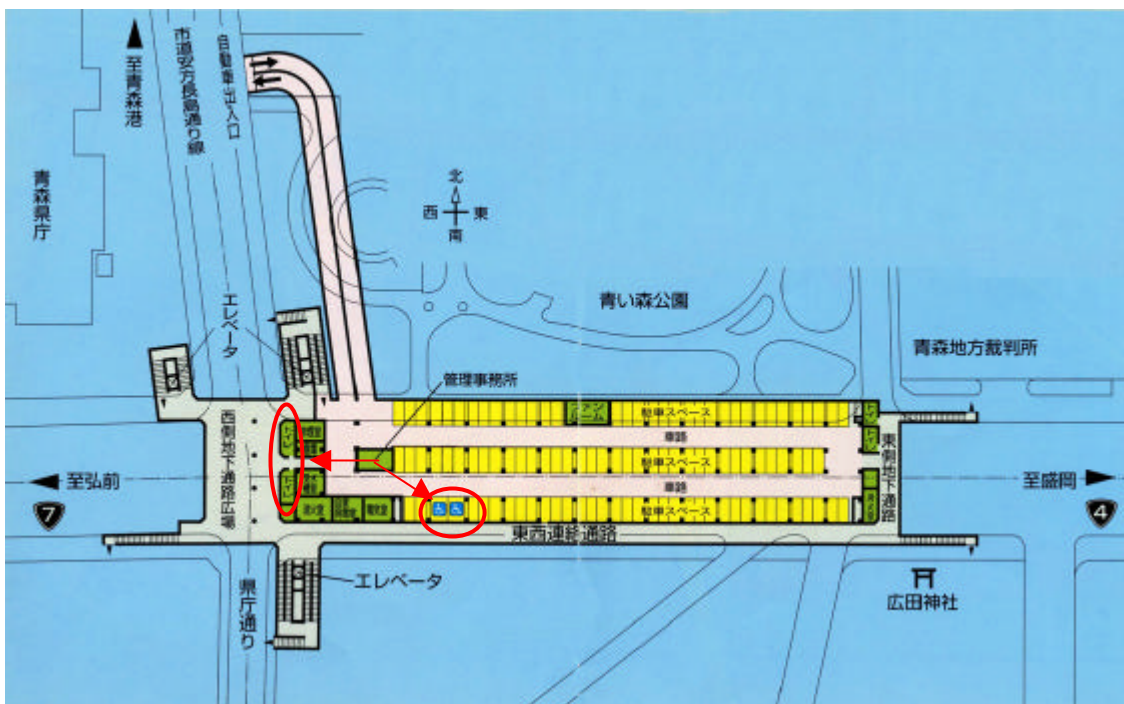
管理人等は、身体障害者用駐車施設が満車の場合においても、身体障害者が当該駐車場を利用できるようにするため、身体障害者の運転を代行し、一般駐車施設へ駐車するなど代行運転の対応を行うことが考えられる。なお、福祉車両は、一般の車とは仕組みが異なるため、運転方法について十分に注意するものとする。

管理人等は、身体障害者用駐車施設について、身体障害者のみを利用可能とするため、健常者が駐車している場合に、管理人が一般駐車施設に移動するなど、代行運転が可能とする仕組みも考慮することが考えられる。

(4) 監視

駐車場においては、管理人等が、管理室から当該駐車場内（特に身体障害者用駐車施設周辺）が常に監視できることが望ましい。

管理人等は、自動車駐車場で高齢者、身体障害者等の移動に支障があった場合にすみやかな対応が行えるよう、管理人室から当該駐車場内が常に監視できるようにすることが望ましい。



参考資料：長島地下駐車場パンフレット

写真 6-15-1 身体障害者用駐車施設・トイレ等が監視できる位置に管理室を設置
(長島地下駐車場 青森市)

参考：機械式駐車装置

1 概説

機械式駐車場において、「機械式駐車装置」部分の、移動円滑化を図る場合には、当該項を参考とするものとする。

機械式駐車場は、1)機械式駐車装置の部分と、2)それ以外の部分（通路・E V・階段・傾斜路等）により構成される。

機械式駐車場において、機械式駐車装置以外の移動円滑化は、6-2～6-14及び6-16に基づくものとする。また、機械式駐車場全体について、移動円滑化を図る場合には上記の項目に加え、次の3つの方法が想定される。

- ①機械式駐車装置は健常者のみ使用可能とし、駐車場内に別途身体障害者用駐車施設を設置。
- ②管理人による対応（ドライバーは事前に乗降スペースで乗降し、管理人が機械式駐車装置への入出庫を行う）
- ③機械式駐車装置自体の移動円滑化

ここでは、③の方法を対象として、参考となる考え方等を例示する。

参考：機械式駐車場、機械式駐車装置の定義

＜機械式駐車場の定義＞

自動車を駐車または運搬する手段として機械装置を用いる全域をいい、一般に車路、前面空地、管理室等も含まれる。

（機械式駐車場技術基準及び機械式駐車場管理基準 （社団法人立体駐車場工業会））

＜機械式駐車装置の定義＞

自動車を駐車位置に運搬しあるいは駐車させるために使用する機械装置全体をいう。

（機械式駐車場技術基準及び機械式駐車場管理基準 （社団法人立体駐車場工業会））

参考：機械式駐車装置の種類

＜機械式駐車装置の種類＞

方式別分類（構造、機構、形状、用途など）

1. 垂直循環方式
2. 多層循環方式
3. 水平循環方式
4. エレベーター方式
5. エレベーター・スライド方式
6. 平面往復方式
7. 二段方式・多段方式
8. 方向転換装置（ターンテーブル）
9. 自動車用エレベーター

参考資料：機械式駐車場技術基準及び機械式駐車場管理基準 （社団法人立体駐車場工業会）

2 機械式駐車装置の移動円滑化の例

機械式駐車装置の移動円滑化は、高齢者、身体障害者等が、機械式駐車装置内において、円滑に、①乗降部で乗降し、②乗降部から出入口まで移動し、出入口から出ることができる構造とすることである。

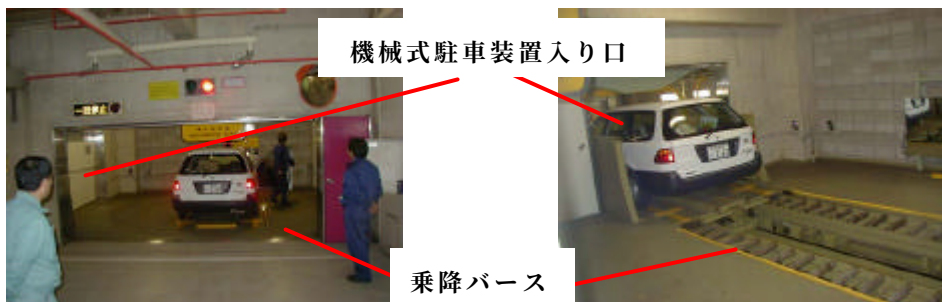
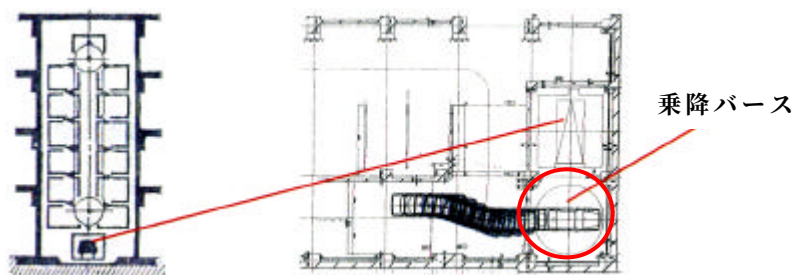
機械式駐車場の場合、身体障害者用駐車施設を設ける代替措置として、機械式駐車装置の移動円滑化を図ることが考えられる。機械式駐車装置の移動円滑化は、高齢者・身体障害者等が、機械式駐車装置内において、円滑に、①乗降部で乗降し、②乗降部から出入口まで移動し、出入口から出ることができる構造とすることである。

<機械式駐車装置の移動円滑化の工夫例>

(1) 垂直循環方式の事例

○身体障害者対応の乗降バースの設置

- ・一般の乗降バースに直接乗り入れるのではなく、別途身体障害者対応の乗降バースを設置している。
- ・乗降バースと一般の乗降バース内間を搬器が移動する。



写真一 乗降スペースから機械式駐車装置内への搬器の移動

○段差の解消、隙間の縮小

- ・身体障害者対応の乗降バースでは、乗降スペースの確保と段差の解消と隙間の縮小に配慮されている。

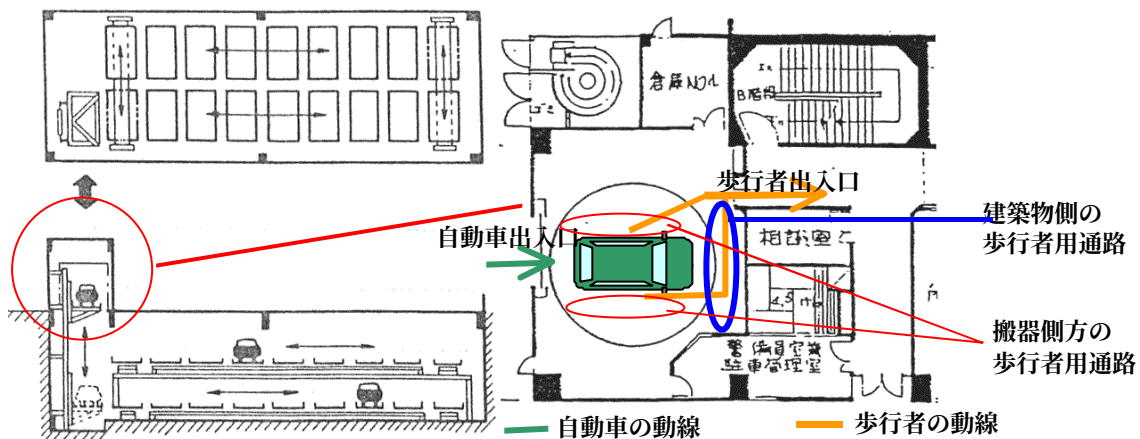


写真一 乗降部および通路の段差の解消、隙間の縮小

(2) 水平循環方式（箱形）の工夫例

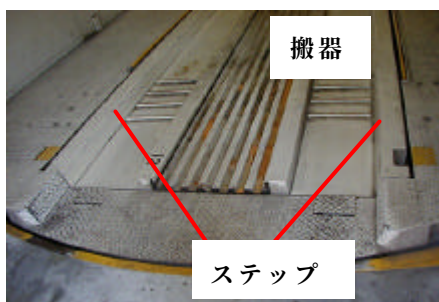
○乗降部から歩行者出入口までの歩行者用通路の段差の解消・隙間の狭小化

- ・搬器側方の歩行者用通路を高くして、ステップと高さを合わせ、フラット部を確保するとともに、搬器側方の歩行者用通路に接続して、搬器前方に同じ高さの歩行者用通路を設け、乗降部から建築物の出入口までフラットの歩行者用通路により移動できる配置としている。
- ・一般的には乗降部後方（自動車の出入口）から歩行者も出入りするが、乗降部前方通路との段差を解消するため、機械式駐車装置の歩行者用通路を高くしているため段差が生じる。しかし、乗降部前方（建築物の出入口）から出入りする構造とすることによりフラット化を可能としている。



図一 水平循環方式 箱形（模式図）

図一 当該駐車場の乗降部平面配置図



写真一 搬器とステップ



写真一 側方の歩行者用通路



写真一 歩行者出入口



写真一 段差・隙間の解消
(歩行者出入口側)

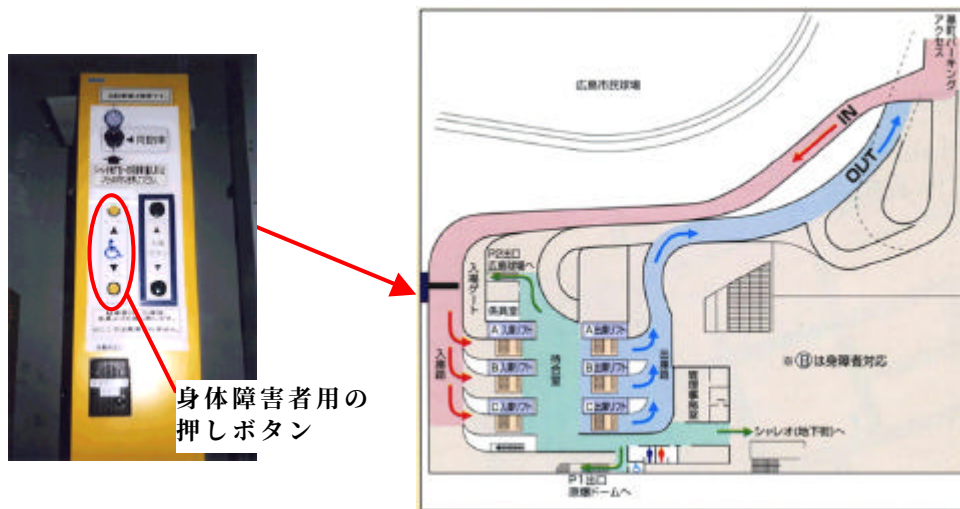


写真一 乗降部後方の自動車出入口

(3) 平面往復方式の工夫例

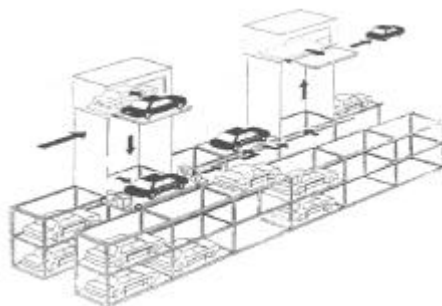
○乗降バースが複数ある場合の対応例

- ・複数の乗降バースのうち一箇所（下図ではB）について身体障害者対応が図られており、自動車の入場ゲートにおいて身体障害者用押しボタンを押すと、管理人が連絡を受け身体障害者対応の乗降バースに誘導するシステムとなっている。



（入場ゲートの身体障害者用押しボタン）

図一当該駐車場の平面配置図



図一平面往復方式の模式図

○乗降部のフラット化・スペース確保

- ・乗降スペースは段差のないフラットな構造である。（段差は5mm程度）
- ・通常より幅の広い乗降バースが設置されており、車の左右どちらからの乗降にも対応したスペースの確保が可能である。



シフト装置
段差5mm程度

写真一 幅広い乗降バースの設置による乗降スペースの確保（平面往復方式）

(4) エレベータ式の事例

○乗降部のフラット化・スペースの確保

- ・搬器部分は裏側から鉄骨で補強する構造形式を用いて、フラット化している。
- ・搬器部分がターンテーブルにより90度回転して、自動車の格納を行う形式。
- ・ターンテーブルの回転のために通常開口している部分に、開閉式の蓋を設けることにより、幅の広いフラットな乗降スペースを確保。

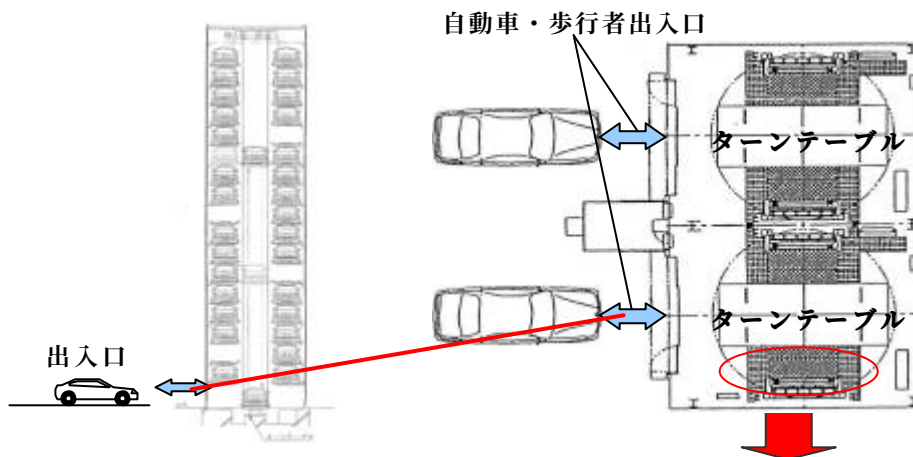


写真-乗降部のフラット化・スペースの確保

○段差の少ないタイヤガードの設置

- ・自動車の搬器への誘導は、従来型では進入部のタイヤガードと搬器の凹凸の立体の形成により行われているが、このタイプでは搬器をフラット化しているため、搬器部に段差の少ないタイヤガードを設けて対応している。



写真-タイヤガードの設置

(5) 多段式（昇降式3段）の工夫例

○乗降部のフラット化・スペース確保

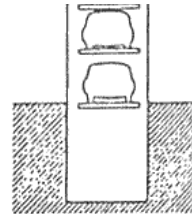
- ・歩行者用通路横の機械式駐車装置について、歩行者用通路部分を乗降スペースとして活用している。

注）現在は身体障害者が利用していないため歩行者用通路に柵を設置しており、施設が有効に活用されていない。

- ・搬器は通常両側に凸型のステップがあるが、構造部材を搬器の下部で支持する構造にすることにより、最上段の搬器の通路側のステップをフラット化している。（下写真）
- ・下段・中段は、上段を支持するための柱により扉を開放することが出来ない構造であるが、柱のピッチを広げることで対応可能である。



〔多段式の模式図〕



写真－ 乗降部のフラット化・スペースの確保

○乗降部から通路までの隙間への対応

- ・乗降部と機械式駐車装置と通路の間に約2cmの隙間があるが、ゴムシートにより塞ぐことにより隙間を解消している。



写真－ ステップと通路との隙間の解消

（参考）【標準仕様図】

※図中の整備内容は、あくまで参考例である。

